

令和3年3月16日（火） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	関口 博	委員	高原 幸雄
副委員長	香西 貴弘	〃	石塚 陽一
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	藤田 貴裕		

○委員外出席者

陳情者	小野 公秀
-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	生活環境部長	黒澤 重徳
副市長	竹内 光博	(兼) 防災安全担当部長	
教育長	是松 昭一	(兼) 健康福祉部参事	
政策経営部長	宮崎 宏一	まちの振興課長	三澤 英和
		(兼) 都市整備部特命担当課長	
法務担当課長	中澤さゆり	ごみ減量課長	中村 徹
(兼) 教育委員会事務局主幹		都市整備部長	門倉 俊明
防災安全課長	古沢 一憲	都市整備部参事	江村 英利
健康福祉部長	大川 潤一	都市計画課長	町田 孝弘
健康づくり担当課長	橋本 和美	道路交通課長	中島 広幸
(兼) 新型コロナウイルス		工事担当課長	佐伯喜重郎
ワクチン接種対策調整担当課長		下水道課長	蛭谷 常久
		富士見台地域まちづくり担当課長	中道 洋平
		南部地域まちづくり課長	立川 浩平

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第4号 大深度地下特別措置法の改正及び外環道工事の中止を求める陳情
- (2) 第3号議案 市道路線の廃止について
- (3) 第4号議案 市道路線の認定について

- (4) 第5号議案 国立駅周辺道路等整備事業の委託に関する施行協定（第1期）の変更について
- (5) 第19号議案 国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例案
- (6) 第20号議案 国立市道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- (7) 第21号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算（第13号）案
（歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費）
- (8) 第25号議案 令和2年度国立市下水道事業会計補正予算（第2号）案

2. 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第4号	大深度地下特別措置法の改正及び外環道工事の中止を求める陳情	3.3.16 採 択
第3号議案	市道路線の廃止について	3.3.16 原 案 可 決
第4号議案	市道路線の認定について	3.3.16 原 案 可 決
第5号議案	国立駅周辺道路等整備事業の委託に関する施行協定（第1期）の変更について	3.3.16 原 案 可 決
第19号議案	国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例案	3.3.16 原 案 可 決
第20号議案	国立市道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例案	3.3.16 原 案 可 決
第21号議案	令和2年度国立市一般会計補正予算（第13号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、 商工費、土木費）	3.3.16 原 案 可 決
第25号議案	令和2年度国立市下水道事業会計補正予算（第2号）案	3.3.16 原 案 可 決

○【関口博委員長】 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。



議題(1) 陳情第4号 大深度地下特別措置法の改正及び外環道工事の中止を求める陳情

○【関口博委員長】 それでは、議題に入ります。

陳情第4号大深度地下特別措置法の改正及び外環道工事の中止を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。なお、趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【小野公秀陳情者】 皆さん、おはようございます。本日はお時間を頂きましてありがとうございます。小野と申します。今回、いろいろ社会問題になっていますので、せっくなので地元の市議の方の意見もお伺いして了解を頂きたいかなということで、陳情させていただきました。よろしくお願ひいたします。

では、趣旨説明をさせていただきます。書面、出させていたおりにおきけれども、一応概要をお読みさせていただきます。

大深度地下特別措置法の改正及び外環道工事の中止を求める陳情ということでございます。

趣旨ですが、昨年10月18日、つつじヶ丘で住宅の真下が陥没する事故が起きました。これは皆さんも御存じだと思いますけれども、陥没は6メートル掛ける5メートル掛ける深さ5メートルということで、人的被害がなかったのが不幸中の幸いでございました。その後、11月、1月に立て続けに巨大な空洞が見つかったということになっております。事前に、普通は地質調査とか十分にやれば、そのようなことは起こらないんじゃないかということで、今頃になって空洞が発見されたのはちょっと理解に苦しむかなというふうに思っております。

住民はシールドマシンが通過する8月頃には、もう既にトンネルの工事の影響を感じていたということで、実際に住人の方にもお話を伺いましたけれども、やっぱり皆さん不安がっておりました。毎日、振動と騒音に悩まされているということでございました。自宅のブロック塀に亀裂が生じる被害というのも出ております。さらには、日本経済新聞が衛星データの分析を行ったところ、工事掘削機が通過した直後に、周辺で二、三センチの沈下と隆起が発生していることも判明しております。

2018年12月18日に工事業者のNEXCO東日本が、ようやく因果関係を認めざるを得ないということで認めたというのが経緯でございます。

過去に遡りますと、既に2018年の時点で、一息吸うと即死すると言われていた酸欠濃度の空気が、地下の掘削現場から調布市を流れる野川に何度も湧き出ているということがありました。ここは住民の方々も既に問題視されていて、この頃から訴訟が始まっているという状況になっています。この酸欠気泡は、外環道との関係が想定されたにもかかわらず工事が継続されましたということで、今回の惨事につながったのかなというふうに思っています。この酸欠気泡も、外環道工事が起因と事業者側は認めているという状況になっております。

この工事的法的根拠は大深度法というところになりまして、もともと東京外環道計画は1966年に計画策定されて、数千戸を立ち退かせるというようなところが交渉がうまくいきませんで、1970年に一度凍結されております。しかし、大型公共事業の景気のでこ入れの材料にしたいということで、建設

業界とか自民党、国土交通省、東京都などが大深度地下開発の技術とか法制対策を進めて、当時の扇千景国交相、石原都知事が中心となって、外環道建設の地下化を進めることができるように2009年5月に制定されたということになっております。この大深度法は、「地下40メートル以下の深さ」と、あと「基準杭の支持基盤上面から10メートルより深い」と、いずれかを「大深度地下」として使用認可の対象とできるようになったという状況になっています。

もともと安全性に関する根拠及び説明が不十分なまま工事が進められ、周辺の方々はこういう陥没事故がいつかは起こると、もともと感じていらっしやったそうです。2017年12月に、東京地裁に大深度法の違憲性と危険性と不当性を問う訴訟を起こしているという状況でございます。この訴訟中にもかかわらず、事業者は土地収用法によって使用权を取得し、強引に工事を進めてきた。当然住民への説明会なども複数回開催されておりましたが、お話を伺う限りは十分な安全性の説明などがなかったとお聞きしています。

私としては、4つ問題があるということで挙げさせていただきました。まずは「地下40メートルより深いところであれば地上に影響が出ることはない」とした科学的根拠がないこと。これが全て大深度法の根幹になっておりますが、今回、陥没は起こるし、地表に気泡が出ているという現象があったので、何も根拠はなくなったかなと思っています。

それから2つ目が、都市計画法の建築制限がかけられ、国の先買権が発生するために、地中拡張部の上は区分地上権が設定され、財産価格が低下してしまうということです。下に掘られちゃうだけでいろんな制約があって、トンネルがありますよということを公言しなくちゃいけないような形になって、資産価値が今後低下することが明白かなと思っています。

それから、工法の安全性が担保されなくても、土地収用法により事業者は使用权を取得できるため、強引に工事を進められるということで、後からいろいろな問題が出ていたり、事故が起こっていますので、事前の準備、調査が不足しているのかなと思っています。

それからあとは、補償について何も規定されていないということです。地上に影響がないということで、基本、補償の考え方がないんですけども、一応、一部法令の中には1年以内だったら異議申立てができるという表現はありますが、基本、具体的にこのような場合にどう補償しますということが決まっていないというのが現状でございます。

この4つが、私としては問題かなということで挙げさせていただいています。

今回の事故を踏まえすと、「40メートルより深いところであれば地上に影響が出ることはない」という前提は、全く根拠がなかったものだなと思っています。今後このまま安全性の根拠が乏しく、承諾もないまま、万一の補償がないこの法に基づいて地下工事が発生すれば、陥没事故や酸欠気泡などの被害がまた引き続き出るとは容易に想像がつくということでございます。

地下トンネル工事では実は事故はそれなりに出ておまして、そもそも工法を含めた安全性に疑問があります。地下の水質とか水位、枯渇などにより、環境破壊の懸念も払拭できません。十分な地質調査及び工事の自然環境への影響を抑えていただかないと、逆に環境破壊になると思っています。今さら土地補強とか空洞埋めの対策を行っている状況になっておりますけども、それは自分たちの非を認めてからやり始めているという状況になっておりますので、工事者の責任としてはどうかと思っています。

それから、現状の大深度法のままでは今後のリニア工事や、国立市でも今、道路を建設しようという話があると思いますけども、最悪、その下でトンネルを何とか造ろうかという話になったときに、

今のまま大深度法を適用するような話になったら、国立市の大事なものが失われるかなということ、その点も踏まえて、今の時点で市議会に諮らせていただきたいということで上げさせていただいています。

最終的に、周辺住民の財産権と安全な生活環境というのが、多分このままの法制でいけば保障されないのかなというところが一番問題だと思っています。大深度法を根拠とする工事が地上の安全性を保障できないということであれば、憲法29条の財産権を侵すことになるんじゃないかと。そもそもの法令違反、プラス最終的に憲法違反にも当たるんじゃないかということで、やはり見過ごすわけにはいきませんということでございます。

陳情事項としましては、政府、国交省、衆参両議院、東京都知事に対して、上記4つの問題点に対する改善を織り込んだ大深度法の改正を求めるとともに、住民の財産権、安全生活の確保が図れないのであれば、東京外環道の地下トンネル工事を中止するよう、国立市より意見書の提出を求めたいということで上げさせていただきました。以上でございます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 陳情ありがとうございました。ああいう陥没事故が起きた、さすがにびっくりするだろうなということで、自分事だと思って陳情を出していただいたんだと思います。その上で、陳情事項は「4つの問題点に対する改善を織り込んだ大深度法の改正を求めると共に」とありますので、陳情書の裏面にある1、2、3、4について伺いたいと思います。

まず、4です。補償について何も規定されていない。このことの認識です。地下40メートル以下—あるいは杭の話もありますけども—の場合は何の補償もない。あるいは工事の失敗等によって事故が発生した場合、補償はないと。そういう意味でこの4番があると考えていいですか。

○【小野公秀陳情者】 そのとおりだと理解しております。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。次、2に行きますけども、2については補償はあると考えていいですね。

○【小野公秀陳情者】 2については、補償というより制限されてしまうというような形で、地上権も本来はあるという認識に対して、都市計画法の建築制限がかかってしまうということで、それによって国の先買権も発生して、建物の建て方が制約されるという意味になります。なので、補償がされないというよりは、制約されてしまうということになります。

○【藤田貴裕委員】 この場合は、大深度を利用するような、工事に影響のあるような土地の利用はできないのかなと私は考えておまして、例えば近隣商業地域の容積率300%の土地に6階建ての建物を建てようと思ったら、私は建てられるのかなという気がしますが、この辺はどう認識されますか。

○【小野公秀陳情者】 すみません。そこの細かい部分はちょっと理解ができてないんですけども、上に建っていて、下にトンネルが通るというだけで、下にトンネルがあるから、かくかくしかじかという制限がかかりますというふうに理解をしていますので、そこは通すのに許可がないまま決定されたことによる制約が発生するという意味では、建築法の制限とはちょっと違うかなというふうに思っています。

○【藤田貴裕委員】 恐らく40メートル以下の部分については、不動産の重要取引の説明にはならないのかなと私は思うんです。ただ、浅い部分についてはいろいろと書いてあるとおりでと思いますので、区分地上権というのは恐らく設定されていくだろうと。それに対して補償というのは、私はある

んだなと認識はしています。ただし、算定式を見ていきますと、満足な補償がされるかというのは別の問題であるのかなという気は致します。

その上で、2番についてもう一回聞きたいと思います。国の先買い権あるいは区分地上権という考え方は、大深度法だけではないと思いますけども、陳情者はどういうふうにお考えですか。

○【小野公秀陳情者】 おっしゃるとおりだと思いますけれども、都市計画法とか立体的な範囲というところと絡めますと、ますます制約が増えていくと思っていまして、もともと都市計画法で立体的な範囲を決めないといけないというのに対して、この工事はその範囲を明確に規定していない。その上で先買権とか建築制限というのがかかっちゃうという意味では、本来、立体的な範囲というのが決められていれば、もう少し権利というのが認められるものだと私は理解しておりまして、法制のかけ方とか権利の守り方の順番が逆になっているのかなと思っています。

○【藤田貴裕委員】 いろいろ見解があろうとは思いますが、40メートル以下については多分、所有者の権限はないんでしょうね。この法律で残念ながら。それが問題かどうかは別としますが、それ以外の部分については恐らくあるだろうということで、これは大深度法に限らず、民法269条の2でこれは規定されている地下権、空中権の中にも入ってきた考え方でありまして、恐らく昭和41年の法改正でこれは追加されたということでもありますので、大深度法だけによるものではないですし、こういう考え方は昔からあるのかなと。区分地上権と今書いてありますけども、それについては相当昔からあるような概念なのかなということで、40メートル以下とそれ以外の部分については切り分けて考える必要があるのかと思います。

続いて、3番ですけども、これは文章的に私は意味がよく分からないので、「土地収用法により事業者は使用権を取得できる」、これは何をおっしゃっているのか、もうちょっと分かりやすくおっしゃっていただいてもいいですか。

○【小野公秀陳情者】 土地収用法で工事、まず、だから大深度法と土地収用法を併せて事業認可された場合には、それが免罪符となって工事ができてしまうという意味で、強引に工事を進められると記載をさせていただきます。

○【藤田貴裕委員】 40メートル以下については、大深度法で多分できると思うんですけども、それ以外の工作物ですとか、40メートル未満のところに対してはいろいろと別の法律が関わってくると思うんです。事業者は使用権を取得できるって書いてありますけども、外環道の場合は使用権を認可するのは国土交通大臣か東京都知事という認識でいいですか。事業者が使用権を取得するとか、土地収用法によりというのはちょっと違うかなという気がしますけど、この辺は今の認識でいいですか。使用権を認可するのは国土交通大臣もしくは都道府県知事と。こういうことだと思いますが、それでいいですか。

○【小野公秀陳情者】 その認識です。認可されたので、こういう条件が発生するというふうに理解します。

○【藤田貴裕委員】 その認識ということだと思います。土地収用法により収用する部分も場合によってはあるんでしょうけども、それはあくまでも使用の認可を得た後、40メートル未満のところの話だと思います。

それともうちょっと聞きたいのが、表のページの陳情の趣旨の中で、下のほうからなんですけども、7行目に「2009年5月に制定された」と書いてあります。これは何のことですか。

○【小野公秀陳情者】 これが深層法の特例措置法で改正されたものです。

○【藤田貴裕委員】 改正されたという意味ですか、これは。制定されたじゃなくて、改正されたと考えていいんですね。

○【小野公秀陳情者】 そのとおりです。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。制定されたとなると、ちょっと年号が違うのかなという気がしましたので。改正されたとなると、調べるのも時間があれですので、恐らく陳情者がおっしゃったとおり、この年に改正されているのかなという気が致します。

その上で、4つの点をちょっと検討させていただいたんですけども、陳情者の法律の解釈が私とちょっと違うのかなという部分が見受けられたんです。要するに今回の陳情については、事故があった場合の補償をしっかりと法律に明記するように改正をしてほしいと。そういうことが趣旨であって、科学的な根拠がないことなどを含めて、そういう趣旨を意見書として出してほしいという考えでいいですか。1、2、3、4と、この文言どおり出してもらわないと困るということではないと解釈していいですか。

○【小野公秀陳情者】 そういうふうにとっていただきたいです。

○【小川宏美委員】 では、よろしく願いいたします。陳情趣旨のところは日経新聞の衛星データの分析が出ていました。この日経新聞は非常に話題になっていましたけれども、どのぐらい衛星データを集めたかなども含めて、もう少し説明をお願いできないでしょうか。

○【小野公秀陳情者】 すみません。私もニュースで見ただけなんですけども、工事の前後でどう違うのかということで陥没の周辺を衛星で見たというところで、沈んでいるところもありますし、隆起しているところもあるというのが記事に載っています。全体は2センチから3センチ、起伏もあるし、へこんでいるところもあるというところで、1つよく見てみたら、日にちが経過するにつれて増えているみたいなんです。だから工事が進んだところに対して、陥没とか隆起の発生地点が増えていっているというところが、この記事からは見受けられました。以上です。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。工事掘削機が通過した直後から、幾つか隆起と陥没がくっきりと出たということが衛星のデータで分かったということ、日経が報じたということは分かりました。

次の質疑なんですけども、この件に関して2017年12月以降、東京地裁に大深度法の違憲性とか危険性、不当性を問う訴訟が起きているということでしたけども、そのことをもう少し教えていただきたいのと、さらにNEXCO東日本が昨年末に掘削工事と空洞の因果関係を認めてからこの訴訟はどのような展開になっているか、分かっていることがあれば教えてください。

○【小野公秀陳情者】 私も詳細まではあれなんですけど、今、第10回の口頭弁論が3月2日に行われたそうです。陥没の事故が起こってからは、住民が連携してNEXCO東日本の説明を求めたりというのを強化しながら、個別に補償しようという動きがあるらしくて、住民が一丸となって闘おうという方向に今なっているそうです。事故が起こって因果関係も認めているので、これからどこまで補償の話になるのかということになっていくのではないかと私としては思っています。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。10回の弁論が、だからずっと続いているということですね。それで今回の事故、空洞と工事との因果関係が出てからは、住民が非常に頑張ってくさっているということがよく分かりました。

最後に、裏面に国立市でも組上に上がった場合ということがありました。今回の件、大深度法が全国で承認されて、進められている工事というのは幾つかあるわけですけども、先ほど少し、道路の

問題が地下利用になるケースをおっしゃいましたけど、そのことを想定して、ここに書かれたという理解でよろしいのでしょうか。伺います。

○【小野公秀陳情者】 そのとおりです。

○【高原幸雄委員】 陳情、お疲れさまです。1つだけ確認させていただきたいんですが、陳情の趣旨の真ん中辺、「既に2018年の時点で」という文章の流れの中で、いわゆる酸欠濃度の空気が野川から漏れ出していたということで今回の惨事につながっている、酸欠気泡も外環道工事が起因と事業者は認めているということ、この事業者というのは国と東京都、あとはNE X C O東日本ですか、事業者というのはどこの部分を指しているのでしょうか。

○【小野公秀陳情者】 NE X C O東日本ですね。この件に関しては工事の分担の部分がNE X C O東日本なので、今は工事者が認めているというところになっています。

○【青木健委員】 どうも陳情ありがとうございます。それでは、1点だけお伺いをしたいんですが、陳情者ですと大深度法の撤廃と、それと工事についてはやめろということでありましたけど、現在の環八の渋滞状況、それからその渋滞によって通過車両が当該地域、ここの陥没したところじゃないですよ、杉並、練馬のほうですよ、そちらのほうの生活道路に流入して、他地域よりも事故等が多くなっているという話を聞きます。これを中止するということについては、当然陳情者としては、こうすればそれはなくなるという代替の案をお持ちということで理解してよろしいのでしょうか。

○【小野公秀陳情者】 公益性と公共性という点だと思うんですけども、すみません、事故がどうのという話は認識できてなかったんですけども、渋滞の緩和が最大の目的になっていたとあって、そこに関しては、今、工事のエリア以外のところが一部完成していて、当時、想定していた渋滞率からすると、12ポイントだったかな。ちょっとすみません……（「それは西武線のアンダーパスができたからでしょ」と呼ぶ者あり）少なくとも渋滞は緩和していると。もともとその部分に関して測定していたもので。そういう意味では当初の目的が、ほかの部分ができることによって解消されているところがあると思うので、当時、想定されたものと比べて公益性とか公共性は薄らいだのかなと。その中でこういう事故が起こりながら工事を進めるのは、ちょっと問題かなと思っています。

○【青木健委員】 そうしますと、今の御答弁を伺いますと、代替の案はないということでしょうか。ただ中止すればいいという理解でよろしいんですね。

○【小野公秀陳情者】 代替の案はございません。ただ、当初の目的はある程度解消されているということで、それに向けてさらなる投資とか、どうも工法がまだ定まってなくて、これからも費用が増えるという話があるようなので、それも含めて、代替案と費用をかけてさらに進めるかというところのてんびんだと思うんですけども、私としては安全性、それから当初の目的がほぼ達せられているという状況で、やっぱり中止すべきかなというふうに思っております。

○【香西貴弘委員】 では、陳情者の方に質疑させていただきます。るるいろんなことを、陳情の趣旨に述べられていることも拝見しております。また、4つの問題点ということをあえて挙げられているとかあります。ただ、最終的には大深度地下という、基本的に地下40メートル以深の部分事前補償もなく——こちらの陳情書に書かれているとおりの表現を使うならばですよ、私はそうは思わないですけど——勝手に使用しているというところが気持ち的に許せないという感覚は、やっぱりそういう人はいらっしやるというのは事実なんだろうなと。ましてや安全性はどうかということが問われるような状況になると、なおさらそういう疑念は出てくるというのは心情的には理解できることかなと私自身思います。

ただ、この地下、どこまでが地上の建物もしくは土地を持っている方の所有権が及ぶのかという問題というのは、10メートルなのか、20メートルなのか、40メートルなのか、はたまた地球の裏側までなのか、そういうことがある。要はそこは人為的に決めていかざるを得ないというか、時代の背景に応じて公共の利益と個々人の権利との調整といいますか、その部分で決めていかざるを得ないのかなと。だからこそ法律でもあると思いますし、またその解釈とか様々なことが利害関係者によって違って来る、衝突するという中において、そういうことこそ司法の場で決めなきゃいけない事態なのかなと、そうせざるを得ないのかなと。

当然、判断自体が時代背景によって変わってくることは十分あり得ることだと思うのです。そういう思いに立つと、一番の核心は憲法29条の財産権と大深度地下特別措置法との関係性、この部分に帰着するのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○【小野公秀陳情者】 おっしゃっていただいた思いで、同じでございます。憲法が最高の法規ですので、財産権というのは守られるべき。その財産権が守られるように、法制とか補償の話がちゃんとまとまった中でやられるんだったらいいと思うんです。ただ、それが今、順序が逆になっている。制限をかける、勝手にやる。だけど、補償がされてないまま今回の事故になってしまったという流れなので、財産権を守るためにちゃんと法制を整えて、権利を守るというのが保障されてから執行されるべきだなと思っています。

○【香西貴弘委員】 分かりました。ただ、政府の側も、また工事を実際にしている事業者も含めて、安全性を確保するという点に関しては保てる、もしくは今回起こった事件に関しては特殊的な要因があるかもしれないなども含めて、事故という部分ですか、予期せぬ形でのという見解もあるのかなと。そういう中においては、意見が一致するという点はないのかなというのが現実ではないかと私は思うのですが、どうでしょうか。

○【小野公秀陳情者】 多分立場とか、そういうのでいろいろ利害が合わない話はあると思います。ただ、やっぱり優先されるべきは財産権とか安全性とか、そういうところがしっかりした上で、この法制でやりましょうというのが本来あるべき姿だと思いますので、その部分は今回の外環道の法制を決めて、先に進めちゃったということは非常に問題があると思っていますので、その部分をちゃんと整備した上でやるべきだと思います。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 陳情者には各委員の方がいろいろお尋ねされましたので、私は当局のほうにお尋ねを何点かしていきたいと思います。

まず最初に、陳情者が提示した4つの事項について、法的根拠を中心に当局の方はお調べいただいているのでしょうか。お願いします。

○【中澤法務担当課長】 法的根拠ということですので、法務担当のほうからお答えさせていただきます。

陳情者の方が御提示されました4つの事項の法的根拠につきましては、大深度法の解説書籍のほうと、あとこちらの法律が立法される前に総理府に……

○【関口博委員長】 すみません。放送設備の関係をちょっと調整しますので、暫時休憩とさせてい

ただきます。

午前10時38分休憩



午前10時39分再開

○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。法務担当課長。

○【中澤法務担当課長】 法的根拠ということですので、法務担当のほうからお答えさせていただきます。

陳情者の方が御提示されました4つの事項の法的根拠につきましては、大深度法の解説書籍と、こちらの法律の立法前に総理府に設置されておりました臨時大深度地下利用調査会の答申のほうで調べさせていただいております。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。では、陳情項目の1の地下40メートル以深ならば地上に影響がないとした根拠は、法的に確認できたのかということでお尋ねします。

○【中澤法務担当課長】 大深度法では、地上に影響がないということを科学的にというよりは、大深度地下であれば地上の権利者の使用権を妨げないであろうということで、大深度地下の定義をしています。大深度地下にも所有権は及ぶという前提の下、大深度地下であれば、使用に一定の制約があったとしても、地上の権利者の使用を妨げないということで、大深度地下ということ定義しています。

その上で地表から40メートル以下とされた根拠なんですけど、先ほどの解説や答申では、通常の地下室の建築と基礎のために必要な深さを、現実に大都市圏で建築されている高層ビルの地下室を参照して、算出したものとされております。具体的には、土地利用の最も高度な東京の例でも99.9%が地下4階までであり、地下階の高さを5メートルとすると、階高としては合計20メートルとなる。そうすると、それに必要な基礎スラブの厚さは余裕を見ても5メートルである。建築に必要な離隔距離も同様に、余裕を見ても15メートルと考えられるので、合計40メートルであれば通常の地下室の建設を妨げない。すなわち地表から40メートル程度より深い空間であれば、地下室の建設のための利用は通常行わないとされるので、これを基に、地表から40メートル以下を大深度地下と定義したとされております。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。つまり現況考えられる中では、地表から40メートル以下であれば支障がないという認識でいいということだと思います。

続いて、都市計画法の建築制限によって、地中拡張部での区分地上権が設定されて、財産価値が下がるということは事実でしょうか。

○【江村都市整備部参事】 こちらは大深度ではなくて、通常考えますと、地上部から開削部分を経て大深度に至るまでの部分が出てこようかと思います。地上部分の開削部分は、多分、用地買収等によって土地を使用していく。大深度に至るまでの部分は、地上権を設定して、その地下をトンネルとして利用していくという形になるかと思います。

この場合の地上権の設定に関しましては、当然、地権者のほうには一定のルールによって補償がされますので、そのことはまた抵当権として設定されていきます。この抵当権は、土地の所有者が替わってもそのまま継承されていきますので、そういったものが財産価値が下がるというふうに判断するかどうかは別として、抵当権の設定はずっと継承されていくことがあるということでございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。その見解でくれば、現状、地上権とか抵当権というの

は守られるんでしょうけれども、現況、陳情された内容によると、それが維持されていないと理解してよろしいと認識します。

続いて、工法の安全性が確保されなくてもという形の中で、土地収用法により事業者は使用権を取得するために強引に進めていること、補償については何も規定がないというのは事実なのかということ。つまり個人の財産権及び物件所有に関わる一切の権利の主張ができないと解釈しても構わないんでしょうか。

○【中澤法務担当課長】 まず、土地収用法により事業者が使用権を取得できるというところなんですけれども、使用権自体は大深度法のほうで、国土交通大臣または都道府県知事から認可されて付与されるものになります。この土地収用法は、手続のところで準用されているものと理解しております。

その上で工法の安全性が確保されなくてもという点でございますけれども、先ほど申し上げたように、大深度地下の使用には国土交通大臣または都道府県知事の認可が必要とされておりますところ、認可の要件として、国が定める大深度地下の公共的使用に関する基本方針に適合するということがございます。こちらの基本方針では安全の確保が求められておまして、認可申請の際も、事業の執行に伴う安全の確保及び環境保全のための措置を記載させるというものの提出が求められております。

また、国土交通省から大深度地下使用について技術指針が出されておまして、こちらは都市部の地下を掘削する場合に一般的となっているシールド工法によるトンネル建設を前提としているものではございますけれども、事業者はこちらに従うことが前提とされておりますので、工法の安全性が担保されなくても、強引に進められるということはないのではないかと考えております。

また、損失補償につきましては、大深度法の中で事前の準備のための立入りや障害物を除去等した場合や、事業区域内にある物件、こちらは井戸などですけれども、こちらの明渡しをした場合ですとか、また大深度地下の使用の認可によって権利の行使が制限され、それにより具体的な損失が発生した場合については、その損失の補償を求めると規定されております。

また、損失補償以外でも、例えば大深度地下に設置されたものの設置管理の瑕疵から損害が生じた場合には、民法717条や国家賠償法2条に基づく賠償請求が可能であると解されておりますし、また工事自体から損害が発生した場合には、民法709条に基づく賠償請求も可能であると解されておりますので、個人の財産権ですとか物件所有に係る一切の権利の主張ができないということではないものと理解しております。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。今の御説明から、今回この問題が提起された以降、民法717条及び709条に掲げられているような条項を、どういうわけか真摯に受け止めていないために、こういう問題が発生してきたんじゃないかと推測することもできると理解します。

最後になりますけど、今いろいろ調べていただいたことが事実であれば、法的という前に、心情的不利益を被っているわけです。被害者というか、そちらの地権者の方は。そういったものを容認しなければならなかった状況ということはちょっと疑義を持つんですけども、どうでしょうか。

○【中澤法務担当課長】 陳情者のおっしゃられたようなことが生じていると致しますと、付近にお住まいの方は大変不安を感じていらっしゃるのではないかとお察しするところではあるんですけども、大深度法自体につきましては、法律の中で公共の利益となる事業による大深度地下の使用と私権の調整を図っているものであると理解しております。

○【石塚陽一委員】 いろいろと今調べていただき、ありがとうございます。つまり今回、非常に難しい課題を抱えている中で、法的な対応、それからそこに居住されている方の地権者の権利、または

そういった方たちの生活の保護という2つの観点から、今回この陳情というものは重く見なければいけないんだと認識しております。私からは以上です。ありがとうございます。

○【藤田貴裕委員】 2番目の建築制限について聞きたいんですけども、大深度法25条の建築制限というのは、あくまでも40メートル以下に影響するものについて建築制限がかけられていると考えていいですか。ほかに対しては建築制限はかからないと考えていいですか。

○【江村都市整備部参事】 そのとおりでございます。先ほど石塚委員に答弁した内容につきましては、大深度法が適用される前の部分、それより浅い部分に関しての抵当権の設定という説明でございます。以上でございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。4番目の補償についてですけども、道路工事中の事故について国賠2条の適用というのはあるんですか。

○【中澤法務担当課長】 事業者が国または地方公共団体である場合には、国賠法というのはあるんじゃないかと認識しております。

○【藤田貴裕委員】 道路の築造というのは公権力の行使に当たるんですか。

○【中澤法務担当課長】 2条では営造物責任のほうになっておりますので、道路というのは公の営造物と解されておりますので、そちらの設置管理の瑕疵から損害が生じた場合には、国家賠償法の問題になるかと存じます。

○【藤田貴裕委員】 それは築造中でも営造物責任になると。そして、今NEXCO東日本がやっていますよね。民間会社だと思いますけども、公権力の行使としての道路工事だとしたら、国賠2条の適用はあると思うんですけども、この点についてどうですか。

○【中澤法務担当課長】 工事中の場合には、確かに営造物の設置管理の瑕疵ではないと解された場合には、民法709条のほうになるかと存じます。大変失礼いたしました。

それで今、NEXCO東日本が事業者で、民間事業者でありますので、こちらについては工事中であれば、民法709条が適用になるのかなと理解しております。ただ、一部報道によると、先ほど陳情者の方もおっしゃっていたんですけども、個別補償ということで考えているということがありましたので、不法行為構成ではなくて、大深度法による補償という形で行っていくのかもしれないということちょっと思っているところです。

○【藤田貴裕委員】 大深度法上で補償というのはできるんですか。

○【中澤法務担当課長】 先ほどの使用の認可によって権利の行使が制限され、それにより具体的な損失が発生した場合というのが大深度法37条で規定されているんですけども、そこも損失に含むかどうかというところなのかなと理解しております。

○【藤田貴裕委員】 37条というのは告示から1年以内ですよ。外環の告示というのは2015年3月28日ですね。事故が起きたのは2020年で、1年以上たっているんですけど、これは除斥期間に当たらないと考えていいですか。

○【中澤法務担当課長】 私もそちらの個別な事情が今どのようになっているかというのは、具体的なところは分かりかねるところでありますので、法律の規定からすると、除斥期間外なのかもしれないんですけども、その辺りNEXCO東日本さんのほうでどのように考えていらっしゃるのか。新聞報道を見る限り、あくまで損失補償と書かれていたので、それをどのように扱っていらっしゃるのかというのは分かりかねるところです。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 陳情第4号の大深度地下特別措置法の改正及び外環道工事の中止を求める陳情については、不採択の立場から意見、取扱いを致します。

今、陳情者の指摘されている4項目について当局の法的見解を求めましたが、それによれば心情的には該当される地権者の立場から勘案すると、無理なく不安な気持ちになられるのも当然と同情いたしますが、公共の使命というか、社会的観念の範疇からは、一部事業の遂行を容認せざるを得ないと判断される面もあります。しかし、そのような状況下であっても、そこに該当する地上の地権者に対する補償等の責任は免れ得ないものと判断されますので、国及び都道府県や事業施工者等はそれに応じる責務があるものと強く主張し、履行を求めるものであります。

特に今回の事案については、あまりにも法の下で施工されたものであっても、陳情者が訴える意見には賛同すべき内容があるので、補償面でのしっかりした国や施工企業の責任において、地上所有の地権者の意思に沿うことを強く期待したいと要望します。

しかし、このような非常に厳しく難しい判断を求められますが、時の要請に応えるために施工される事業である限り、残念ですが、公益事業の観点より、本陳情第4号は不採択と致します。

○【小川宏美委員】 本陳情は、採択の立場で討論させていただきます。

今回、陳情を出していただきありがとうございました。この事故、大変な法の不備な点を指摘したのだと私も思っております。この法律の改正後、リニア中央新幹線や神戸市の送水管など幾つかの認可例がありまして、工事現場付近で地上の変動をした報告はこれまでありませんでしたけども、今回の外環道の事業者、NEXCO東日本が認めた陥没等の工事との因果関係は、非常に大きなショッキングなケースになってしまいました。今後、因果関係が認められた中で補償や技術的対策のほか、大深度工事を巡るルールや見直しが迫られていくのだと思いますので、ここで法的な整備もしっかりと見直す改正が求められていくのだと考えています。

違法性が訴訟でも問われていますように、道路や住宅地の地下にトンネルを掘ったことで、地盤沈下や陥没事故が起きないとされていた前提がそもそも成り立たなくなりました。陳情者がおっしゃったように、住民の財産権や安全生活の確保が図れない状況にあります。正当な補償に違反している無効な法律になってしまっていることを見直すべきだと思います。

また、大深度法の16条に、認可の要件として公益性の必要が掲げられています。これまで公益性の最も主な理由としては、首都圏の渋滞緩和や環境改善、円滑な交通ネットワークの実現を挙げてきましたけれども、日本の人口のこれからを考えますと年々減少し、高齢化社会を迎える中、計画交通量の1日10万台は科学的根拠を欠く想定になっているのではないのでしょうか。

また、東日本大震災の復興予算、そしてコロナの影響がさらにここに加わりました。福祉予算も削減される中、総額1兆6,000億円もの莫大な経費で道路を造る必要性と合理性を見直す必要に迫られているんだと思います。

リニア新幹線や本事業でも談合疑惑が摘発されています。公益性の必要の衣がかぶせられている事業、ここで立ち止まって考えるべきだと思います。住民の暮らしの安全と利益を侵害して成り立つ公共事業とは、そもそも何なのかということを本当に考えてしまいます。今回の外環道の工事の最中に発覚した空洞と陥没、その意味で公共事業の虚構性ということが明らかになったと思い、本陳情は採択と致します。

○【青木健委員】 本陳情には、不採択の立場から討論させていただきます。

まず、補償の問題についてですけど、大深度法には大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の概要として、大深度法の対象となる地域における公共使用の場合は、原則として補償が不要とあります。しかしながら、既存物件がある場合や実際に損失が発生した場合には、この限りではないと明記をされております。

また、こうしたことを受けて、東京外環道に関する都市計画事業について、平成25年11月に国土交通大臣と東京都知事の認可が行われ、国交省と東日本高速道路株式会社の関係により施工されたわけですが、昨年10月に調布市で発生した地表面の陥没について、東日本高速道路株式会社が有識者で構成する東京外環トンネル施工等検討委員会・有識者委員会を立ち上げ、陥没、空洞に関するメカニズムの特定や再発防止等について検討を進めておるところであります。

今回の陥没、空洞箇所の周辺は、自立性や流動性に関する様々な要因が重なった特殊な地盤と見られており、工事については、この特殊性を十分に勘案した上で判断する必要があると思います。また、有識者委員会がシールドトンネル工事の施工が陥没の要因の1つと指摘したことを受け、事業者は家屋損傷等の被害に対して誠意をもって対応することを表明しております。そういう面から見ましても、補償がなされないということについては、違うという見解を私どもは思っております。

それと先ほどちょっと質疑をさせていただきましたけど、現在、杉並区、練馬区、武蔵野市などの住民が首都圏北部へ移動する際に、交通が集中する環八の慢性的な渋滞の解消に向けての外環道の工事でもあるわけですが、渋滞によって通過交通が幹線道路を走らずに、周辺的生活道路に入り込み、交通事故が他の市町村と比べて高い状況になっているという大きな課題も抱えているわけでございます。これらについても1つの解決策として、今回、大深度法を用いた外環道のトンネル工事が行われているということでもありますので、公共工事を否定して、中止をしまえばいいということではないと思います。もしも陳情者がこれを信念としておっしゃるのであれば、ぜひ代替案を私は示していただきかったなと思います。

先ほど環八における渋滞の緩和ということをおっしゃっていましたが、これについては西武線の井荻駅のところでしたっけ、あれは。高架だったかな、アンダーパスだったかな、ができて、踏切を通過交通が渡らなくても済むような形になって、これでかなりの交通渋滞の緩和が図られたということでもあります。だからといって、この工事が不必要な工事だということに私は当たらないと思いますので、本案は不採択とさせていただきます。

○【高原幸雄委員】 陳情第4号に採択の立場で討論いたします。

東京外環状道路というのは、練馬区大泉から埼玉県を経て千葉県市川市につながり、完成すれば関越道、中央道、東名高速道が結ばれる計画になっておりまして、都心部の渋滞緩和が期待されると言われる道路です。先日、2月19日に東京環状外環沿線の練馬、杉並、世田谷の3区と、それから武蔵野、三鷹、調布の3市の住民で構成する外環ネットというのがあるんですけども、住民組織として。この組織が東京外環道工事の中止を求めますとの署名を国交省宛てと都知事宛てに、5,000名を超える分を提出しております。外環ネットの国交省内での記者会見の中では、シールドマシンが東名高速道路側から発進する以前に、陥没事故の危険性ということを住民が指摘しても、問題ないとして進めた国とNEXCO東日本の責任は非常に重い。こういうふうに批判しております。

東京外環道の施工認可期限が今年3月末で切れるということを知っておりますけども、東京都から要求のあるデータを全部提出するのは、最低限の義務との指摘もされております。国やNEXCO東

日本は、住民説明会で2年間を要する地盤改良を実施してから工事を再開し、その後に住宅などの被害を補償する。こうした説明に対して、住民から怒りの声が上がっているところです。

よって、大深度地下特別措置法の改正と、外環道工事の中止を求めるこの陳情は採択と致します。

○【香西貴弘委員】 陳情第4号大深度地下特別措置法の改正及び外環道工事の中止を求める陳情について、不採択の立場で討論いたします。

大深度地下と言われる地下40メートル以深の領域での公共に資する目的での使用は、特にこの大都市圏において、様々な観点から大きな可能性が秘められていることは間違いのないと思います。大深度地下利用例をつぶさに見るに、第1号となったのは神戸市の送水管布設事業、これは5年前に既に完成を見ております。次に、既に認可されているものとして、まさに本陳情でも触れられている東日本高速道路の東京外郭環状道路、大泉、東名のところでしょうか。また、JR東海のリニア中央新幹線、そして大阪府の雨水貯留施設、以上合計4件が現段階においては該当しており、いずれも完成をした暁には、人の流れ、また物流、経済上の様々な点での効果の増大、交通混雑の解消、環境負荷の低減化、防災上での機能向上、大変大きな成果が見込まれるものであります。

また、いずれも現在所有されている土地、建造物などの地下深くを通すということから、ルートの直線化、効率化、工期の短縮化や費用の低減化などが見込まれることも、その有用性を後押ししているものと認識します。

もしこれらが問題なく進み、その効果が発揮されることが可能ならば、これはより多くの国民の、まさに公共の利用に資する、また公益を増進する事業ということ、これは間違いのないと思います。

しかしながら、今回の陳情にて種々述べられている調布市つつじヶ丘の住宅街での陥没事故は、地下40メートル以深での工事による地上への影響は考えにくいとのこれまでの見解に疑問を生じさせかねない事態を生んだこと、これは予期せぬ事態とはいえ、本当に残念であります。当地での住民の方々が今、大きな不安、また心配をなされていることは容易に想像されます。

ここまで工事自体はこのような事態が起こることなく進められたわけでありますから、この地域での特殊性やその状況への対処に大きな問題があったことは十分推測されることです。工事の発注者、また事業者はどこまでも徹底した情報開示と説明、そして原状回復と誠実な補償、特に不動産の価値下落への対応、健康面にわたる対応など、個々の要求に沿った内容となるよう真摯に取り組むべきであります。さらに今回、地盤を固める工事を優先し、かつ安全が確保できる見込みが立つまでは工事を延期することとした点は、必要最低不可欠な対応であろうと思います。

さて、本陳情の根底にある本特別措置法と憲法29条の財産権の関係、これは核心部分であると思いますが、その権利への抵触の問題提起というのは、既に本陳情においても紹介されているとおり、2017年以来、東京地裁を舞台にして既に行われているところです。政府の従来の見解、また訴訟原告の主張、今後どのように司法の場で判断されていくのか、展開していくのかを見極める必要があると思います。

また、司法上の判断に託すという段階でありますので、既にそのような段に至っている実態を鑑みれば、本件のような事柄は本国立市議会から意見を提出すべきではないと判断をし、本陳情は不採択であります。

○【藤田貴裕委員】 それでは、採択の立場で討論したいと思います。

法律の解釈については若干疑義がありましたけれども、陳情者の方にお伺いする中で、思っていたらっしゃることについてはよく分かったと。そのように考えています。陥没事故を受けて、大深度工法に

対する考え方にも少し影響が出るんでしょうし、安全と言われていたものが、突然家が陥没しちゃったら、これはびっくりしますので、これについてはしっかり法の改正を求める必要があるだろう。このように考えております。

特に37条で、その他の損失が発生した場合について、規定は確かにありますけども、告示の日から1年なんですよね。これは厳密に言うと、この法律どおりにいくと、事故があつて1年だったら、これは何の問題もないと思いますが、告示から1年ですと、今回の外環道の話はとっくに除斥期間を超えて、法的な利益は得られないんですよね。あくまでも事業者が誠実に対応するから補償の話が出るだけであつて、法律上は現在では何ら守られない。これは非常におかしいことだと思います。あるいは憲法にあるような正当な補償の下に、公共事業に対してこれを用いることができるわけであつて、地下40メートルで利用がほとんどないから、いいやという話にはなかなかならないだろうと考えております。

住民の安全、その他の面から、これはしっかり法改正が必要であろうと考えていますので、本陳情については採択と致します。

○【関口博委員長】 全員の発言がありましたので、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ただいまの採決の結果、可否同数であります。よつて、国立市議会委員会設置条例第16条の規定により、委員長において本陳情に対する可否を裁決いたします。

本陳情について、委員長は採択と裁決いたします。

ここで休憩に入ります。

午前11時10分休憩



午前11時25分再開

○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(2) 第3号議案 市道路線の廃止について

議題(3) 第4号議案 市道路線の認定について

○【関口博委員長】 第3号議案市道路線の廃止についてと、第4号議案市道路線の認定についての2件を一括議題と致します。なお、採決は別個採決と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 それでは、第3号議案市道路線の廃止についてと、第4号議案市道路線の認定についての2議案につきましては、関連いたしますので、一括して御説明いたします。

初めに、第3号議案市道路線の廃止について補足説明いたします。

本議案の廃止路線は2路線ございます。市道南第32号線5は、調査の結果、終点部分は一般交通の用に供する必要がないことから、終点の位置が変わるため路線を廃止するものでございます。また、市道南第32号線5-1は、調査の結果、一般交通の用に供する必要がない路線でございます。このことから、道路法第10条第1項の規定に基づき、両市道路線を廃止するものでございます。

引き続きまして、第4号議案市道路線の認定についてでございますが、本議案は第3号議案と関連し、終点の位置が変わる市道南第32号線5につきまして、道路法第8条の規定に基づき、再認定する

ものでございます。

それでは、本会議資料No.1の廃止・認定路線案内図を配付してございますので、御覧いただきたいと思っております。

1ページ目は案内図になります。甲州街道の南側、谷保天満宮東側の太字の実線①が市道南第32号線5、②が市道南第32号線5-1でございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。右上に凡例がございます。丸が起点、矢印が終点、点線で表示しております路線が廃止する①②の路線で、実線で表示しております路線が、終点位置を変更するために新たに市道路線の認定を致します①の路線になります。説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第3号議案についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第4号議案についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(4) 第5号議案 国立駅周辺道路等整備事業の委託に関する施行協定(第1期)の変更について

○【関口博委員長】 第5号議案国立駅周辺道路等整備事業の委託に関する施行協定(第1期)の変更についてを議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 第5号議案国立駅周辺道路等整備事業の委託に関する施行協定(第1期)の変更について補足説明いたします。

本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が1億5,000万円以上の工事を目的とする委託契約を平成29年第1回定例会で御議決いただき、公益財団法人東京都道路整備保全公社と令和3年3月31日までの期間で施行協定を締結しており、事業を進めてきたところでございます。

それでは、建設環境委員会資料No.11を配付してございますので、この資料に基づき説明させていただきます。

1ページ目は、1、原契約条項の内容で、(1)の協定件名から(6)の協定先について記載してございます。

裏面の2ページ目を御覧ください。2の主な変更内容でございます。(1)の協定内容の変更についてでございますが、協定内容のうち、イの「市道北第1号線の改修及び電線共同溝整備工事」を、

「市道北第1号線の電線共同溝整備工事」に変更するものでございます。(2)の変更理由でございますが、工事の入札不調により、協定期間内に工事が完了できなくなったためでございます。(3)の工事入札結果でございます。令和2年5月及び9月に2度入札を行いました。他入札を優先、協力会社の理解が得られない、施工体制が整わない、これらの理由でいずれも入札不調となりました。なお、この道路改修工事につきましては、令和3年度に国立市が直接工事を発注したいと考えております。

次に、3ページ目を御覧ください。3、変更契約書(案)として、「国立駅周辺道路等整備事業の委託に関する施行協定(第1期)」の一部を変更する協定(第1回変更)案でございます。

次に、最後の4ページ目を御覧ください。事業の施行箇所図でございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 1つだけ確認させていただきたいんですが、今回の第5号議案の中身は、委託内容のところで「改修及び」という文言が外れていると、今後の。これは原因は何かということでは、入札不調だということなんですけど、もうちょっと詳しく経過と、そして今後どうするのかという問題がありますので、それについても教えてほしいんですが。

○【佐伯工事担当課長】 今、参事がお話しした内容にちょっと重なる場所がございますけれども、令和2年5月と9月、2回にわたり入札が行われたということでございます。その入札の結果、全ての業者が辞退をしたということで入札が不調になったと。その入札の不調になった理由は、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、他の入札を優先したりとか、協力業者の理解が得られないとか、施工体制が整わない。恐らく私が推測するには、民間の工事もまだまだたくさん出ているんじゃないかと思うんです。先ほど他の入札を優先というところもあったとおりに、多分ほかのところに入ったということで、不調になったということも考えられるのかなと思っております。

今後については、公社の発注ではなく、市が直接工事を発注していきたいということで、令和3年度に新年度予算を組んでございますので、そちらのほうで発注していきたいと考えてございます。

○【高原幸雄委員】 了解です。

○【青木健委員】 1点だけお伺いさせていただきます。今も御答弁にありましたけど、今後は市が直接入札を行っていくということですね。それは今、東京都道路整備保全公社に入札を投げかけたのと一緒の全部まとめて一括で入札をするんですか、それとも工事ごとの分離をして発注をするということなんでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 今回、市が発注するのも、公社が発注するのも同じでございますけれども、道路の改良工事ということでございますので、歩道を設置したりとか、車道の舗装をしたりとかいうことで、工事ですので、一括で発注をすると考えてございます。

○【青木健委員】 私どもでは、これまで地元事業者に入札の機会をとということで言っていましたけど、この規模の工事で地元事業者は入札には参加できるんでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 東京都道路整備保全公社が発注する場合には、東京都の基準で発注をする。今回の場合は、総合評価方式という形のものを取り入れてございます。ランク的にも市の業者が入るのがなかなか難しかったのかなとも思っておりますけども、令和3年度におきましては、市の指名競争入札の基準というのがございますので、こちらにのっとって発注をしていくという形になりますので、より市内の業者が入りやすくなるのではないかなと考えてございます。

○【小川宏美委員】 議案の中身は分かりましたけれども、改修工事が結局遅れてしまっているわけ

ですね。三菱UFJ銀行、北口前から都市計画道路3・4・10号線に向かう一方通行にしたところはいつまでも工事が終わらない状況で、入札不調が重なっています。商店街があそこあります。住民の方もお住まいです。その間の説明はどうしてきたんでしょうか。伺います。

○【佐伯工事担当課長】 2度にわたり入札が不調になったということで、工事が完了できなくなったということでございますので、令和3年度以降に工事を行うということで商店街のほうにもお話をさせていただいたところでございます。

○【小川宏美委員】 それでお話をして、皆様の感じはどうなんですか。了解していただいて、納得しているんですか。随分工事が延びています。その辺の御了解はちゃんと得ているんでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 了解というか、工事の入札の結果でございますので、仕方がないのかなという感じでした。

○【小川宏美委員】 分かりました。今回、減額補正になっていて、来年度予算に同じ額が入りますけれども、道路の改良、歩道の整備ということでしたけど、あそこの道路の状況、具体的に幅とか、その辺はどのようになるんですか。伺います。

○【佐伯工事担当課長】 現在、両側に歩道がついてございますけども、こちらが少し狭い歩道になってございます。こちらを約1メートル拡幅して、2.5メートルぐらいの歩道を両サイドに設置していきたい。それから、車道を舗装するというような工事を予定しているところでございます。

○【小川宏美委員】 分かりました。歩道も広がるということで、使いやすい道、歩きやすい道になるのかと思います。今後、市が来年度、2021年度以降進めるわけですが、随分ここは道路舗装を皆さんにお待たせしていますけども、いつぐらいを完了のめどにしているんでしょうか。伺います。

○【佐伯工事担当課長】 北第1号線の工事につきましては、令和3年度に発注をするということで、年度内に全て終わる予定で工事を発注していきたいと考えてございます。

○【小川宏美委員】 年度内で1年かけるというわけですか。ちょっとそれは長過ぎませんか。

○【佐伯工事担当課長】 具体的な細かいところをお話しさせていただきますと、まず東京都の補助をもらってございますので、東京都の設計審査をクリアしなければいけないということで、そちらがクリアになりましたら、入札の手続に入っていきますので、業者が決まるのは6月あるいは7月になってくるのかなと思っています。着手するまでには1か月ぐらいかかるだろうということで、それから工事をしていくので、今、具体的にいつまでというのは決まってございませんけど、12月までになるのか、1月までになるのか、その辺はこれから工期を設定していきたいと考えてございます。

○【小川宏美委員】 やはり1年間かかるんだなという感触を持ちましたけれども、その辺も含めて、商店街の皆さん、住民の方には説明はできているんでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 今みたいな具体的な細かいところまではお話をさせていただいてないですけども、令和3年度にやりますというお話はさせていただいたところでございます。

○【香西貴弘委員】 では、質疑をさせていただきます。

まず、これは発注主体が公社になったという、それは既に決まったことで、それがどうこうではないんですが、その背景には1つ電線共同溝整備工事という、ここは非常に特殊性、複雑であり、それを管理していくことにおいて、市が単独でやるということ自体にちょっと、あと人員を割けるかという問題も含めて、そういったことがあった。だから公社になったということをお聞きした覚えがあるんですが、それでよろしいですか。

○【佐伯工事担当課長】 国立駅周辺の道路整備というのは、今までにない大規模な事業ということ

でございます。夜間とか、今委員おっしゃったように電線共同溝とか、あるいは関連企業との調整もありまして、特に電線共同溝については高い知識と経験が必要と。その辺は、市の工事の中では電線共同溝という工事があまりないものですから、なかなかノウハウがないということで、公社に一括して委託することで効率的に事業が進められるんじゃないかなということで、発注したという経緯でございます。

今後、市が発注するということになりますけれども、市が全部見るということになると、人力的にも3人とか4人とか必要になってきます。今、人員のほうも増えるということがなかなか難しいところもございますので、できるだけ公社のほうにもサポートをしていただく。例えば関連企業との調整、あるいは一義的には市のほうで工事監督をしますけれども、その補佐に回ってもらうとかいうことで、公社のほうにもサポートを頂きながら、事業を進めていきたいと考えてございます。

○【香西貴弘委員】 ぱっと見たときに、公社が主体になるから、より幅広く様々な企業とのやり取り、契約が決まる確率が高くなるのかなと思ったんですけど、むしろ市に替えることによって、今後、市が窓口になることによって、ずばり聞きますが、工事が3年度に間違いなく着手できるのか、その点は確認しておきたいと思えます。

○【佐伯工事担当課長】 間違いなく着手できるのか、非常に難しい御質問なんです。というのは、入札ですので、万が一、今回のような入札不調ということも考えられますので、必ずできますということが言えないのがちょっとあれなんですけども、予定どおり工事に着手できるように、適正な工事発注に努めていきたいと考えてございます。

○【香西貴弘委員】 でも、できる限り後ろには持っていきたくないじゃないですか、正直。まさに入札案件であります、契約なので相手があつてのことだと思えますので、逆に市が窓口になるということは、今までの関係性のあるところも含めて、窓口があるということだと思えます。何とかここは責任を持ってお願いしたいと思えます。

最後です。これは第1期の工事と認識をしています。第2期も恐らくこの電線共同溝工事も含めた形でのものになるのかなと。そのとき、また発注主体は公社ですとか、替えるとか、そういうことはあるんですか、それとも市が責任を持ってやるとなるんでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 第1期協定につきましては、今回御承認されましたら北第1号線の工事は第2期協定のほうに回していきたいと考えてございます。そのほかに東第1号線、あるいは西第1号線、南口駅前広場もございますけども、こちらの工事につきましては、全て市が直接発注をしていきたいと考えてございます。

○【香西貴弘委員】 ありがとうございます。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 第5号議案には、賛成の立場で討論を致します。

この施行協定を締結以降4年間で作業を進めてきましたが、この間の工事入札が不調に終わったことにより、期限の到来を迎えたので延期するのか、打ち切って市の施行に替えるのかの選択であると思いました。しかし、現状から判断すると、市施行でいけるとのことで議会に承認を求めたものと理解いたしますので、本条例案には賛成してまいります。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(5) 第19号議案 国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例案

○【関口博委員長】 第19号議案国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 第19号議案国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明いたします。

本議案は、歩行者中心の道路空間の構築、自動運転による移動サービスに対応するため、国の基準である道路構造令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、第29条中「横断歩道橋等」の次に「自動運行補助施設」を加えます。次に、第39条を第40条とし、第38条の次に「歩行者利便増進道路」を加えます。

詳しくは、建設環境委員会資料No.6及びNo.7の国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例案の概要について、及び条例案新旧対照表で御説明いたしますので、そちらを御覧願いたいと思います。

最初に、建設環境委員会資料No.6の条例案の概要を御覧ください。

1の背景でございます。道路の安全性の向上を図るため、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築、自動運転による移動サービスへの対応などによる道路の効果的な利用を推進する必要があります。このことから、道路法等の一部が改正され、歩行者利便増進道路の指定制度など、道路の安全と効果的な利用のための新しい制度が創設されました。また、この法改正に伴い、道路構造令の一部が改正されました。

2の条例改正の概要でございます。(1)は交通安全施設関係です。自動運行補助施設は、自動運行車の安全な運行を道路インフラ側から位置の補正などによって補助する施設で、道路附属物・占用物件として位置づけます。こちらが第29条の関係でございます。

(2)は歩行者利便増進道路関係です。にぎわいのある歩行者中心の道路空間を構築するため、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間が整備され、歩行者利便増進道路の構造基準として、①歩行者の滞留スペースを設けること、②歩行者利便増進施設等の設置場所を確保すること、③バリアフリー基準に適合すること等を定めるものでございます。こちらは新たに追加する条文で第39条になります。

次に、2ページ目をお開きください。こちらは歩行者利便増進道路のイメージ図になります。左側は歩行者の利便増進のための構造基準のイメージで、歩道を拡幅することにより、歩行者の利便増進を図る空間を設けるイメージ図になります。歩行者の通行に必要な幅員は、3.5メートル以上あることが基本となります。

次に、右側、利便増進のための道路占用を誘導する仕組みです。特例区域では占用がより柔軟に認

められるようになり、カフェ等が開けるようになります。また、公募等により選定された場合には、最長で20年の占用が可能となります。

次に、建設環境委員会資料No.7を御覧ください。こちらは新旧対照表でございます。こちらは先ほど御説明した内容を新旧対照表にまとめたものでございます。

また、付則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。香西委員。

○【香西貴弘委員】 では、第19号議案について質疑をさせていただきます。

まず、自動運行補助施設というものは、どのようなものを想定されているのかを詳しく確認したいと思います。

○【佐伯工事担当課長】 自動運行補助施設というのは、自動運行車の安全な運行を、道路インフラから位置の補正などによって補助する施設ということでございます。具体的に言いますと、電磁マーカあるいは電磁誘導線、いわゆる道路の中に埋め込む、そこにバスとか車が来るようなものを、補助施設と考えてございます。

○【香西貴弘委員】 何か既にこういうものがあって、こういったことは想定しているみたいな話はあるんですか。具体的に何か話はあるんですか。

○【佐伯工事担当課長】 今回、条例の改正をするだけでございますので、具体的にどういうものかというのは、まだこれからになります。

○【香西貴弘委員】 未来に備えてということですね。そのための条例改正ということが分かりました。

次の質疑に移ります。もう1つ、歩行者利便増進道路の創設と。これは昨年の国の法律の改正から始まっているのだと思います。この資料等を拝見いたしましても、なるほどこういう部分なのか、この歩道空間を、歩行者のための道路の空間をうまく利用して、テラスではありませんけれども、飲食店など、もしくは様々な催物を行うときに使える、そのようにすることなのかなと、そういう狙いがあるのかなというのもすごく分かりました。コロナ禍の中で、昨年来いろいろな特例ということで、国交省もそれを許可していっているところがあるのかなということも認識しております。

今回の場合、これはまちのにぎわいを創出するために活用という文言も入っていますが、まず国立市において、現段階で該当するようなところというのが、現段階ですよ、今の既存のところであるのかどうか確認したいと思います。

○【佐伯工事担当課長】 先ほど参事のほうからも最初の説明でお話があったんですけども、歩道幅員が3.5メートル以上ないとなかなか該当しないということがございまして、都市計画道路であっても歩道は3.5メートルでございますので、今現在は該当するところがないという状況でございます。

ただし、今後の話になりますけれども、旧国立駅舎の両サイドの土地をJRと道路用地として交換していきたいという考えを今持っております。そうしますと、道路用地になった場合には、当然3.5メートル以上の歩道ができてきますので、そういうところが今後は該当してくるのかなと考えているところでございます。

○【香西貴弘委員】 なるほど。今はない。しかし、南口駅前広場ですかね、駅前の再築の関連を今やっているわけでありまして、南口の駅前周辺の広場、その周辺で今後、あそこは道路という捉え方なんですね。まず、道路と捉えてよろしいんですね。

- 【佐伯工事担当課長】 先ほど少しお話をさせていただきましたけども、JRとの土地の交換はまだ決まってございませんけども、あくまでも想定する中で、道路用地として交換した場合には、該当してくるのかなというところでございます。
- 【香西貴弘委員】 ということは、法令が適用される可能性はあるということでしょうかね。分かりました。ありがとうございます。
- 【藤田貴裕委員】 29条のほうで伺いたいと思います。自動運行補助施設ですね、占用料はどういうふうになりますか。道路占用料。
- 【中島道路交通課長】 道路占用料ということでございますが、この施設につきましては道路附属物ということで、現在のところは占用料等は想定してないということでございます。
- 【藤田貴裕委員】 取れないですか——取れない。はい。工事するのはどなたがやるんですか。民間というんですかね。
- 【江村都市整備部参事】 今回の法改正の中は、道路管理者が設置する道路附属物、もしくは、例えばバス事業者とか、そういった企業がやる占有物、この2つが定義されております。ただ、道路管理者であれば道路附属物で、そこで道路占用ではない場合になります。バス事業者等企業がやるものであれば占用物件になりますけども、実際そういう事例が出てくれば、占用料としての徴収条例等の定義が必要になってきますし、その中で減免という考え方も出てくるんでしょうし、現在、法律が改正されたため、それに関する構造の基準の条例を今回改正したということでございまして、まだ多分、実際には国道や都道、高速道路とか、そういった大きなところでまず実験がされていく中で、将来的に国立市道のほうにもこういったものが可能性として出てくるのかなということなので、まだかなり遠い将来かなという認識でございます。
- 【藤田貴裕委員】 分かりました。私、てっきり民間の会社が埋めるのかなと思ったんですけど、そうとは限らないですね。ちなみに、民間の会社がもし埋めることになった場合は、道路の補修まで当然やっていただくんでしょうけども、その補修というのは座布団補修で済まされるのか。それともきれいな道路だったら、ちゃんと全面的に舗装していただいて原状回復していただくのか、その辺どっちですか。
- 【中島道路交通課長】 仮にの話になろうかと思いますが、こちらは電磁マーカーにしても、大きなものではないと想定しておりますので、舗装を全面舗装するとかいうことはちょっと考えにくいのかなと。部分的なもの、あとは縦断的に細い小さなものが入っていくという認識でおりますので、占用ということになりましても、舗装を広い範囲でやるということはちょっと想定できないのかなとも考えております。
- 【藤田貴裕委員】 ああ、そうですか。私、よく分かりませんが、水道の工事なんか見てみますと、せっかくきれいに打ち直したところを下水管のところだけ穴を開けて、そこだけ舗装して、何じやというのはよくありますけど、そんな大がかりな工事にはならないんですか、これは。
- 【中島道路交通課長】 こちらは実際にどういったものが入るかというのは今後のことになろうかと思いますが、現在考えられている中では、試験的にやっているところを見る限りはさほど大きなものじゃなくて、かなり小さなものが入ることですので、大がかりな補修工事等はないと考えています。
- 【藤田貴裕委員】 分かりました。39条について伺いたいと思います。幅員3.5メートル以上の歩行者利便増進道路です。歩行者の滞留の用に供する部分、これは具体的な面積等の要件はないですけ

ど、どこでこれは決まるんですか。法律で決まるんですか。条例には書いてないですけど。

○【江村都市整備部参事】 こちらは委員会資料No.6の裏面にございますように、一般的でございまして、道路の帯状に右側の赤いところみたいに道路の中の一部区域を定める形になりますので、残っている歩道の有効幅員、こちらが3.5メートル以上、原則的に必要だろうと考えております。

したがって、残った中でどの程度の面積があれば、そういったものが実際にできるのかどうかというのは今後の課題になりますけれども、あくまでも本条例の中では、この赤い部分を整備するときにはバリアフリーの基準に適したような整備をするというのが、今回の条例改正の内容ということでございます。

○【高原幸雄委員】 1つだけ。さっきも他の委員から質疑が出ていましたけれども、国立市内において、現実的にこういう道路が想定される路線というのは幾つぐらいあるんですか。

○【佐伯工事担当課長】 先ほどの御答弁の繰り返しになってしまいますけれども、歩道幅員が3.5メートル以上ないとできないということで、現状は該当しないんです。先ほど言ったように、旧国立駅舎の両サイドの土地がJRと交換された場合には、あそこが該当してくるということで、今のところは1か所ぐらいしかないのかなと考えてございます。

○【青木健委員】 今のに関連して、甲州街道は今、都道になっていますけど、ここが歩道の拡幅がなされた場合、この道路に該当してくるんでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 甲州街道が2車線化になって、歩道が拡幅されるということになりますと、一般的には3.5メートルの歩道がつくという形になりますので、これには該当しないという形になります。

○【青木健委員】 ということは、現実的に見て、当市においては、今、国立駅の件を挙げられましたけど、自動運転というのは将来になっても現状の考え方ではできないんだということですか。

○【佐伯工事担当課長】 すみません。先ほどは39条の関係でお話をさせていただきましたけれども、29条の自動運行の関係につきましては可能になってくると考えてございます。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。香西委員。

○【香西貴弘委員】 第19号議案国立市道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例案について、賛成の討論を致します。

自動運転技術の進歩、また将来の活用段階へと至る近年の流れに対応するための改正内容であることが、まず1つ確認できました。また、歩行者利便増進道路の創設、これは新型コロナ対策への臨時的な対応の実績があったということと、また今後のまちづくり、特に歩行者中心でにぎわいのまちを創出するという点で、大変有効なものであると考えます。ほかの全国を見てみると、他市でいえば、ほこみちというのがこれに当たるのかなと思います。

今後の話ですけれども、この国立市においては、可能性として、旧国立駅舎左右の土地は広場空間を一応想定しているわけでありまして。行政上の評価として歩行者道路として扱った上で、要するに認定されることで、この土地が様々なソフト面での運用の幅が広がっていくのかなと、またコロナ対策でもさらに手が打てるようになるのかなどなど、広がりを持っていくのではないかとということが想像できます。

本条例案が可決・成立し、駅前を中心にした新たなにぎわいの空間が作り出される法的な根拠、

また規範ができるのではないかなということ、これは将来を考えたとき大変有意義なものであると思いますので、賛成を致します。

○【石塚陽一委員】 本議案には、賛成の立場で討論いたします。

法の改正で道路形態の応用活用ができ、かつそれを利用する市民にとっても安全に利用ができると同時に、車にとっても歩行者区分と分離されるので、安心と言えるものだと考えます。特に歩行者利便増進道路は、車社会においても人を大切に考え、車からすると自動運転システムの構築にも活用されるような、一面期待される道路の構築になると考えられますので、本条例案には賛成してまいります。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで昼食休憩と致します。

午後0時2分休憩



午後1時5分再開

○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。



議題(6) 第20号議案 国立市道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例案

○【関口博委員長】 第20号議案国立市道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 第20号議案国立市道における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明いたします。

本議案は、公共交通事業者など、施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化や国民に向けた広報啓発の取組推進等のため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、法第2条の定義に高齢者障害者等用施設等が追加され、本条例で引用している特定道路の号番号が、法「第2条第9号」から、法「第2条第10号」に変更となったため、条例改正するものでございます。

なお、付則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。

質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(7) 第21号議案 令和2年度国立市一般会計補正予算(第13号)案

(歳入のうち所管する部分、総務費、衛生費、農林費、商工費、土木費)

○【関口博委員長】 第21号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第13号)案のうち、建設環境委員会が所管する歳入、総務費の一部、衛生費の一部、農林費、商工費、土木費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第21号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第13号)案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、5ページをお開きください。第3表、地方債補正のうち、建設環境委員会の所管するものは、道路改修事業及び国立駅周辺道路整備事業の2件です。いずれも歳出の決算見込みに伴う財源調整により起債限度額を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。14ページ、15ページをお開きください。なお、項目が多い科目につきましては、主なものを御説明いたします。

款14使用料及び手数料は、道路占用物件の増に伴い、道路占用料を増額するほか、利用者の減少により自転車駐車場使用料を減額するものでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の決算見込みに伴い、社会資本整備総合交付金(耐震分)を減額するものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。款16都支出金、項2都補助金は、歳出の決算見込みに伴い、東京都商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金を減額するものでございます。

款19繰入金、項2基金繰入金は、財源調整に伴い、都市計画事業基金繰入金を増額するものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。款21諸収入、項4雑入は、額の確定に伴い、多摩川衛生組合過年度清算金を追加するほか、交付決定に伴い、自治総合センターコミュニティ助成金を減額するものでございます。

款22市債、項1市債は、歳出の決算見込みに伴う財源調整により、道路改修事業債及び国立駅周辺道路整備事業債を減額するものでございます。

続いて、歳出の補足説明を致します。歳出につきましては、大半が決算見込み契約差金等による減額です。主なものについて御説明申し上げます。

26ページ、27ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費は、市民プラザ閉館の影響により、夜間・休日管理業務委託料を減額するものでございます。

56ページ、57ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費は、電気自動車用急速充電器の使用頻度が増えたことにより、光熱水費を増額するほか、交差点環境調査委託料を減額するものでございます。

56ページから59ページにかけてが、項2清掃費です。負担金額の変更に伴い、多摩川衛生組合負担金を増額するほか、不燃ごみ等処理委託料を減額するものでございます。

60ページ、61ページをお開きください。款6農林費、項1農業費は、購入予定のソフトウェアを課内での融通により使用可能となったことから、使用料を全額減額するものでございます。

62ページ、63ページをお開きください。款7商工費、項1商工費は、中小企業支援給付金を減額するものでございます。

64ページ、65ページをお開きください。款8土木費、項1土木管理費は、コミュニティバス、ワゴンの利用者が減少し、運行収入が減となったことに伴い、運行経費補助金を増額するほか、地権者との調整により工事を翌年度へ延期するため、自転車駐車場撤去工事請負費を全額減額するものでございます。

64ページから67ページにかけてが、項2道路橋りょう費です。申請件数が見込みを上回ったことにより、分筆測量等費用助成金を増額するほか、入札不調により年度内に工事が完了しないため、国立駅周辺道路等整備業務委託料を減額するものでございます。

66ページから71ページにかけてが、項3都市計画費です。決算見込みにより、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成金を全額減額するものでございます。また、下水道事業会計補正予算案の提出に伴い、下水道事業会計負担金及び補助金を減額するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には、補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。高原委員。

○【高原幸雄委員】 59ページのごみ処理費で、多摩川衛生組合共同運営事業費が1,600万円増えているんですけど、この中身を教えてください。

○【中村ごみ減量課長】 お答えします。こちらの経過です。多摩川衛生組合清掃工場の発電機、これが主要設備なんですけど、蒸気タービンの検査を令和2年2月に実施しました。この際に、蒸気タービンの羽根取付け部に亀裂が発見され、安全のため継続運転を中止いたしました。

原因なんですけど、蒸気タービンは高圧の蒸気を羽根に吹きつけて発電するもので、乾燥と湿潤を繰り返し、この交互作用によって経年劣化し、応力腐食割れが起こったものと原因を推定しています。改修工事を行いました。蒸気タービンを発電可能な状態にするために、タービンローターの羽根、7段あるんですけど、この亀裂のあった第4段、第5段の羽根を切断するローターの改修工事を行うこととし、4月から6月の間で工事を実施いたしました。

このことから、多摩川衛生組合では、蒸気タービンローター改修を含む補正予算を編成し、不足する予算の財源を構成市の負担金に求めることとし、ごみの処理負担金は、4市の合計額で8,846万1,000円増額しました。このうち、国立市分は1,604万4,000円増額して、2億7,624万9,000円となっております。以上です。

○【高原幸雄委員】 分かりました。タービンの羽根というのは、耐用年数ほどのぐらいなんですかね。随時取り替えていくんでしょうけれども、特に定期的な、そういう意味での交換というのはないんですか。

○【中村ごみ減量課長】 タービン自体が、耐用年数は20年程度と言われて、こちらの施設については平成10年に稼働していますので、22年ほどということですからかなり時間はたっている状態です。運用後20年程度たっているのですが、2年ごとに電気事業法による定期点検はやっていたんですけど、この亀裂

という症状がなかなか出ていなくて、これについては、多摩川衛生組合の職員が研修等でそういう事例があったということで、今回初めて検査したらそういう状態だったということでございます。

○【高原幸雄委員】 了解です。

続いて、63ページの6番の中小企業支援給付事業費、これは減額が1億3,700万ということで非常に大きいんですね。この中身をまず教えてもらって、多分、給付金ですから、中小事業者のところに、必要な人に届いていないのかというような疑問が生まれるんですね、これだけの減額が出ると。その辺について教えてください。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。この中小企業支援金は3つのメニューがございまして、トータルで、予算上では2億4,000万円ということでした。3つメニューがあったわけなんですけれども、1つ目のメニュー、自粛対応支援金。これは都の自粛協力金の上乗せです。これが7,000万円でした。執行率は8割ほどです。

2つ目の事業継続支援金というものが、国の持続化給付金の横出しで、予算は5,000万ほどだったんですが、執行率は3割程度でした。

3つ目のテナント家賃支援金。これは国の家賃支援金の横出しです。20万円上限で600万円想定で1億2,000万が予算だったんですけれども、結果、執行率は2割程度ということでした。執行額はトータルで9,500万円だったので、残り1億3,700万円ほどが不用額となってしまいました。少し金額が大きくなってしまいました。

見込みは、これ即決でお認めいただいた予算になるんですけれども、初めての事業ということで、特に急ぎ制度化しなくてはならなかったというところで、私たちも手探りの中で試算したわけなんです。自粛対応支援金のほうは、単純に事業者の数を勘定すれば、ある程度は予測できたんですが、2つ目の持続化支援金については、その事業者数に、言わば係数として売上減少率を掛けなくちゃならない。要は、私たちが想定している事業者の幅はどれぐらいあるんだろうかという、その見込みの係数が見込みづらかったということで、その減額が少し大きくなってしまったことと、あとさらに、家賃支援金のほうは、減少率も係数としてかかってきますし、さらにテナントなのか自社ビルなのか、その実数もなかったの、やっぱりここもいろいろな調査から類推するしかなかった。なので、係数が二重にかかって非常に算定が難しかったということで、まさか予算が足りなくて支給できませんというわけにはいきませんので、ある程度余裕——余裕って別にそういう意味じゃないんですけど、積算したために、結果的には予算の不用額が大きくなってしまったというのが実態です。以上です。

○【高原幸雄委員】 この支援金については、市役所も窓口を1階に開いてかなり努力はされたと思うんですね。しかし、制度の使い勝手がよくないという声も実はあって、せっかく申請に行ったんだけど、はねられたというケースも聞いております。ですから、こういう支援金なり援助金、家賃の補助もそうですけど、やる場合、やっぱり本当に困っている人が使いやすい条件というか、ということをしっかり制度設計してやっていく必要があるのかなと思いますので、今後、ぜひ今回の教訓を生かして、使いやすいものにしていくということをお願いしておきたいと思います。

最後です。1つは、69ページのマンションの耐震の促進事業で、これも結構減額が大きいんですけど、これは、通常このぐらいの——このぐらいて変な言い方ですけど、事業費として予算を組んでいるわけだから、その市民に対する説明不足というか、PR不足というか、そういうものが関係しているんですか。

○【町田都市計画課長】 こちらの市内建築物耐震化促進事業費、3,067万9,000円の減額補正の内容

でございます。まずこちらの事業ですけれども、下に11補助金（その他）とございまして、5つの助成事業を行ってございます。こちらは各対象建築物に対しまして、耐震化の診断や改修工事を行った方からの申請により助成をさせていただいているものでございます。

まず、今年度の予算の執行状況をお話しさせていただきますけれども、今年度、令和2年度につきましては、申請件数が、この一番上にあります木造住宅耐震診断助成金、こちらの2件のみとなっております。今日現在、それ以外の申請については来ていないところでございます。

また、ちなみにですけれども、昨年度、令和元年度につきましても、実績では2件となっております。こちらは木造住宅耐震改修助成金のほうでございましたけれども、ほぼ同規模の減額補正をさせていただいた経緯がございます。こちら、やはりあくまで建物の所有者の方の御意思といいますか、改造等を行ったものに対する助成になります。担当としましても、まずはその対象建物の所有者の方が自ら御認識、また備えていただくことが不可欠と考えておりますので、必要性などの説明については、戸別訪問などを実施するなどして啓発活動は毎年行っているところではございます。あくまで、変な言い方ですけど、受け身の事業となっておりますので、また今年度もこのような補正をさせていただいている次第でございます。以上です。

○【高原幸雄委員】 いずれにしても、結構件数が少ないんですね。2件とか件数が報告されましたけれども、ただ、耐震化というのはやっぱり大事な事業ですので、これはぜひ市のほうからの啓発活動をやりながら促進してほしいと思います。これはぜひ、そういう市の姿勢を示して促進をお願いしたいということを要望して、私のほうからは終わります。

○【石塚陽一委員】 私のほうから、2点御質疑します。

まず1点は、今の質疑の高原委員のあれに関係しますけれども、63ページの中小企業支援給付事業費、1億3,000万を超えるマイナス補正ということです。関連ということで、おとといの読売新聞に、時短協力金は一律に不満だというような形の中で、東京都がいろいろお答えしているんですけど、先ほど課長からも御答弁ありました従業員数や売上高などが店ごとに異なり、規模に応じた支給を求める声が根強いと。

それで、地方創生臨時交付金を通じて協力金の99%を負担する国は、2月下旬以降、制限対象地域で6万円、そのほかで4万円としてきた各店舗への協力金を、上限から平均に変更しているということが出ています。ただ、都の幹部が、売上げのほか、従業員数や家賃など事業規模を判断する主張が多いと。ただ、明確な基準が必要だとして、導入には慎重な意見があったということですけども、やはり国立市内の事業者を見て、これをもう少し有効に活用できなかったのかということで、再度お尋ねいたします。

○【三澤まちの振興課長】 国も都も一律というところが多いというのが実態になっている中で、市民、国民の皆さんからそういう意見というのが出てきているというのは私たちも承知していますし、また記事にもそういったことが出ていました。どうしても、これはたしか予算特別委員会でも話に出たかもしれないんですけども、大本の申請が電子申請だと、そういった規模に応じてというのができやすいけれども、そうでないと紙で判断しなくてはいけなくなってしまうので、どうしても時間がかかってしまう、煩雑になってしまうということで、なかなか現状においては難しい。ただ、国において、これから議論されるべきだろうということで始まっているということですので、それを参考にしながら、打てる手は積極的に打っていきたいと考えております。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。私のところにもお話を頂いた、ある事業者からなんで

すけれども、結局、商売、店を開けていけば、材料を買わなければいけないと。閉めていけば、この一時金という補助金を頂けるのであれば、材料費もかからないで、逆に1日4万とか6万という単価であれば利益が大きく出ちゃうよねと。だから、実態に即さないで文句言う人もいるんじゃないのという、たまたまお話を頂いたので、市のほうでもう少しその辺を詳細に。これは、でも、データ管理ができていようにならなければ、実態がつかめないですよ。ですから、その辺のところは、また今後の参考にしていただきたいと思います。

それから、もう一点、65ページのところ、土木費です。運行経費補助金というのが、プラス615万3,000円出ているんですね。地域交通施策事業費。これは何もコミュニティバスだけが被害を被っているんじゃなくて、個々の営業をするような事業者なんかも被害を受けているわけですけども、この辺の615万3,000円を算出した根拠、従来どの程度の売上げでどのぐらいの利益があって、それで市のほうではどのぐらい補填していたんだと。それについて、結局は、今回の場合にはこの600万を超える数字が出たのだという根拠的なものは何か資料がありますか。

○【中島道路交通課長】 コロナ禍の中、私ども、コミュニティバスのほかも、路線バスのほうも、聞いている中では、かなりの乗車が減って収入が減っているということで聞いております。具体的なものなんです、コミュニティバスにつきましては、乗車人数が約30%ほど減っております。コミュニティワゴンのほうですが、こちらは18%ほど減っております。

基本的には交付額は、総経費から運賃収入、これは実際に乗ったときの運賃と、あと広告収入ということ、これは微々たるものなんですけれども、そういったものを差し引いて、残ったお金を交付という形になっておりまして、令和元年度と比べますと、かなり令和2年度のほうが乗車人数が減ったことによって増えているということでございます。

ちなみにですけども、令和2年度の当初予算が2,246万4,000円でございます、今回、交付見積額でいくと、2,801万9,000円ということで、555万5,000円ほど増ということになってございます。25%増。これも単純に、運賃収入がこの分減っていると考えてもらって結構かと思えます。

コミュニティワゴンのほうですが、こちらは、当初予算925万に対して交付見積額が984万8,000円ということで、59万8,000円の増ということで6.5%の増になっております。この分、やはり乗車人数が減っていると。ただ、一概に乗車人数と収益のパーセントが違うのは、これはシルバーパス等もあって、1人当たりの収入が違うというところからちょっと差が出ているところでございます。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 どうも詳細にありがとうございます。ただ、その中で、理由は分かるんですけども、例えば行政が契約に基づいて委託をしているわけですから、その負担はやむを得ないと思うんですけども、事業者自身が、ほかの自分のところで抱えている事業と見た場合に、多少のリスクを負うというような考え方はないんですか。

○【中島道路交通課長】 こちらは自前のというんですかね、本来の路線バス自体の収入もかなり減っておりまして、なかなか行政のほうのこういったコミュニティバスのところまで負担できるというような、企業的に体力がないというんですかね、というところ。これは他市も同様な結果になっていて、これはアンケートをして調べた中ではそういった結果が出ておりまして、ほとんどの市では、今年度はやはりマイナスになっておりまして、中には次年度送りというところもあるみたいですけども、今回についてはしようがないのかなとは考えてございます。

○【石塚陽一委員】 最後にします。国立のこのコミュニティバスもワゴンもそうです、空気を運ん

でいると言うと失礼な言い方になりますけれども、非常に乗車率が低いんですね。私の自宅の2本前の道には、府中のちゅうバスが入ってきているんです。府中は、ちゅうバスは今、中型バスまで投入しているんですね。それで、それが路線バスで、多摩蘭坂から府中に行くと、大体十七、八分で行くんですけれども、うちの前のところから乗りますと、府中駅までに40分所要時間がかかるんです。町なかを細かく走っているんで、最後になると、もうほとんど立ち席のお客さんまで出るような状況なんですけれども、やはりコースの選考だとか、地域のお勤めとかお買物に出る、あるいは病院に行かれるような形のニーズ的なものを把握する中で、少し再検討はできないんでしょうか。

○【中島道路交通課長】 コミュニティバス、コミュニティワゴンにつきましては、私どもも乗車人数を増やすためにいろいろやってはきているんですが、なかなかコロナ禍で限られたというか、狭い空間の中に乗るといのがちょっと支障があるのかなということで、自転車に替えたりとか、そういったようなことでは聞いておまして、コミュニティワゴンのほうですが、地元商店会、矢川メルカード商店会さんなんですが、こちらとタイアップして、乗っていただいたお客さんに対してですけれども、割引券みたいな形のを発行するというような政策も今やっているところでございますので、また、先ほど言ったように、病院だとかそういった生活の足として使いやすいような形は今後検討していきたいなどは考えてございます。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。本当に当局の方は一生懸命、市民の足の利便性で考えていただいていることはよく理解できます。

また、今御発言いただいたメルカード商店会の施策、割引的なもので誘致をすると。乗っていただいて、なおかつお買物は地元でという、このような施策も非常にいいことだと思うので、今の路線で可能な限りそういった運動をしていただければと思います。ありがとうございます。私は以上です。

○【藤田貴裕委員】 69ページの3・4・8号線の減額補正について、この内容を教えてください。

○【佐伯工事担当課長】 3・4・8号線の整備委託の補正の内容ということでございます。当初、用地測量、あるいは交通量調査予備設計というものを予定してございました。この用地測量についてですけれども、関連する立川都市計画道路3・3・30号線というのがございまして、こちらは東京都の事業になりますけれども、こちらの用地測量が、新型コロナウイルスの影響で遅れが生じたということで、国立市のほうもそれに倣って、並行して進めてきておりますので、国立市のほうも用地測量ができなくなったということで、1,849万円を減額するというものでございます。

○【藤田貴裕委員】 幾つかの予算の使い道の中で、減額したのはこの用地測量だけだったんでしょうか。

○【佐伯工事担当課長】 そのとおりでございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。

67ページの1の私道整備ですけど、これはどこも手が挙がらなかったから減額だったんですか。内容を教えてください。

○【中島道路交通課長】 残念ながら、令和2年度ですが、相談、協議等がなくて、該当案件がなかったということで、全額100万円を減額補正させていただいているところでございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。

新年度の予算では、200万円要望して100万に落ちていましたけど、それは何か理由があったんですか。

○【中島道路交通課長】 私道舗装、1回目はもうかなり進んでいまして、残るところが5路線ぐら

いしかないというところですか。ですので、再舗装を今、市では検討しているところまでございまして、そのための条例の検討はしているんですが、なかなか、これ全部やるとかなりな額になりますので、その辺で今、財政当局とも検討しながらやっているところまでございます。そういったことで、まだ令和3年度につきましては、現行のままというところまでございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。再舗装は私はあったほうが良いなと思っています。

63ページの中小企業支援給付金ですけれども、財源の内訳は、これ全額一財になっていますけど、そうなんですか。補助金を使って給付金をやったかに思いましたけど、補正予算書では、全額一財になって1億3,700万減額されていますけど、これはそういうことでいいんですか。

○【三澤まちの振興課長】 6月の時点ですかね、予算を出させていただいたときは、すみません、ちょっと記憶で曖昧なところがあるんですけど、交付金を使っていたような気がします。

○【藤田貴裕委員】 そうですよ。私もそういう気がして。だけど、補正予算書では全額一財になっています。私、これてっきり、余ったのは基金に積んで新年度に使えるのかなと思ったんですが、この辺の処理はどうなんですか。

○【宮崎政策経営部長】 すみません、細かい内訳は持っていないんですが、基本的にこういったコロナ対策を打ち出すときに、まず国の財源等を当てはめる前に、一般財源等で一旦充てております。その後、必要に応じて国の財源のほうへ振り替えるということをやってきました。一部、最終的に全額振り替えていない部分もあるんですが、今後の見通しとして、決算状況の中では国の交付金について、ほぼ活用して対応できるだろうと。

一方、基金の関係は、東京都の特別交付金等については、こちらはほぼ手がついていないので、基金に積み立てているところまででございます。細かい内訳で、この部分が財源としてどういう振り分けになっていたか今手元にないので、詳細については、後ほどお伝えできればと思います。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。もしこれは東京都の交付金だったら、このマイナス1億3,700万というのは基金に積み立てて、新年度に中小企業支援で使うとか、そういうふうを考えていいですか。

○【宮崎政策経営部長】 都の特別交付金については、ほぼ手つかずで3年度に繰り越して積み立てておりますので、それをこの中小企業支援に使うのか別の事業に使うのか、それはまた今後検討する中で当てはめていきたいと考えてございます。

○【香西貴弘委員】 予算書の27ページ、空家対策事業費のところですか。すみません、前回の予算特別委員会とも関連してくることがあるかもしれません。恐縮ですが、まず、スーパーバイザー謝礼20万円減額ということになっていると思います。これは本来進めるべきことが、コロナの影響であろうと思いますが、審議会等が例えば開催できないとか、何か理由があったのかなと推測を致します。本年度できなかったということ、またその理由も含めてまず教えていただけますでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。このスーパーバイザー謝礼というのは、空家対策事業費の中で、空家対策計画を策定する際の謝礼ということで考えておりました。

審議会の運営なんですけど、令和2年3月に予定していた審議会、こちら特定空家の認定基準の答申を受ける予定だったんですが、コロナ対策ということで一旦中止させていただきました。その後、令和3年にオンラインで審議会を開催させていただくことができまして、そのときに中止した答申を受けることができたという状況になっていました。ですので、そういう意味では、もともと予定していた計画づくりには着手できなかったということで、謝礼を減額させていただくというものでござい

す。以上です。

○【香西貴弘委員】 分かりました。特定空家認定基準、その諮問に対する答申というのは、オンラインで一応、正式に頂くことはできたということなんですね。実際の、本当に現場、現場ではいろいろな市民の意見がすごくあって、要望も含めて、こういったところで空き家で困っているとかという声は多分、結構拾われているんじゃないかなど。私も要望させていただいている一人でもあるんですが、実際の窓口業務において、今後これによって何がどのように変わっていくのかを確認したいと思います。

○【三澤まちの振興課長】 苦情に関しては、日々、職員が対応しているところではありますが、実損が発生している例があります。既にもう被害が出ているということがありますので、私たちもいろんな税情報ですとか、他自治体の行政情報を得ながら所有者にアプローチをしているところで、動いてくださる所有者さんもいらっしゃるんですが、残念ながら全く反応がないという方もいらっしゃいます。それこそ、文書の送付記録などを参考にしながら、直接他の自治体であっても、他市であっても訪問するというような手は打ってはいるところなんですけど、万能ではないといったところで、この特定空家の認定基準を答申いただきましたので、令和3年度の4月からこの空家特措法の特定空家の行政力を積極的に生かして、反応がないような案件についても積極的に指導を強化していきたいと考えております。以上です。

○【香西貴弘委員】 では、今後の対応、そこに期待したいと思います。

続きまして、63ページ、起業支援事業費のところになりますでしょうか。今回、起業支援事業費ですかね、115万マイナスになっております。減額でございます。これはどのような原因に基づくものなのか教えてください。

○【三澤まちの振興課長】 これは、起業支援の補助金の事業なんですけど、いわゆる事業提案コンペ、起業のコンペの最優秀者に家賃などを助成するという事業なんです。令和元年度の事業において、補助該当者なしという結果になってしまいましたので、もうそのときには令和2年度予算、当初予算調整後でしたので、当初予算の修正には間に合わなかった。なので、補正で対応しているというところが1つと、あともう1つは、じゃあ、早く補正してよかったんじゃないかという話もあるんですが、年度内に再公募ということも一応案としてはあったので、すぐには減額しなかったんです。結果的にはこの時期の補正になったということでございます。以上です。

○【香西貴弘委員】 分かりました。起業そのものの案件は生まれなかったということですかね。

そういう中で期待を持っているクニビズのほうでの、残念ながらこれもちょっと延びているわけがありますが、今後、クニビズはクニビズで、もちろん既存の店舗もしくは事業者等を対象に、多分様々なことをやっていくんだと思うんです。こういった起業支援という部分との関係において、何か合わさってくる部分、重なってくる部分もあるのかなど推測するわけではありますが、今後、まだ先のことではあるので一概に言えない部分もあると思いますけれども、同じ事業の中でやっていくような方向を考えていらっしゃいますか。

○【三澤まちの振興課長】 頂戴しておるとおりでございまして、クニビズ、ビズモデルは、もちろん既存の事業者の皆さんの支援ということが一番主眼にありつつも、創業支援、創業機能ということも大変私たち期待しているところでして、まず、国立市のこの創業支援、今後どうやっていくんだという件に関しては、このクニビズの事業、それとこれまで実施してきた創業塾、この二本立てで実施していきたいと考えております。以上です。

○【香西貴弘委員】 分かりました。

あと、同じく63ページ、他の委員もかなり触れられておりました。金額としては確かに減額として大きい非常に目立つ部分ではあるんですが、中小企業支援給付事業費に関してであります。思い出すと、昨年あの緊急事態宣言の前後をはじめ、本当に国もばたばたで、いわゆる事業継続のための給付金をつくったり、そういう中で対象にならないとかいろんなことが問題になり、かつ人件費がどうなるんだ、また何よりもテナント料がすごく大きな割合を占めるとか、様々なことが、これは国全体ですけれども、かつ地方と東京都なら東京都、またそこでもいろいろ事情が違う。また、さらに東京都の中でも、恐らく国立市は国立市の独自の環境があるような気が致します。そうした中で、このように早速、すぐに市独自で国を補うような形で手を打っていただいたこと、私はこれはすごくありがたかったですし、またそのことで、実際にそれを利用された方から本当に感謝の言葉も頂いたことを思い出しました。

そういう中で、ただ、今後、該当になる人にそもそも情報は確かに届いているのかとか、そういった部分がどれだけ吸い上げられるのかというところ、その部分がやっぱり現実に関われる部分は今後もあるんだろうなど。今回のこれを機にどのような御感想といいますか、お持ちなのか教えていただければと思います。

○【三澤まちの振興課長】 先ほどの使い勝手がよくないというお声が届いているというようなお話を伺いました。私たちの基本スタンス、基礎自治体と言っているのかもしれないんですけど、基本スタンスとしては、やはり国や都の補助金でカバーされないところをカバーするというのが求められている役割なんだろうと思って、どこからも補助金もらえないじゃないかというような事業者さんをあぶり出して補助するという考え方でやってきましたので、そういう意味では、「あなたは国の対象になりますから、国を御案内します」と言った結果が、「いやいや、もらえなかったよ」とおっしゃっている方もひょっとしたらいるのかなという事は思いました。引き続き、そういうカバーされない事業者さん、私たちの強みというのは、直接声を聞けるということなんだと思うので、それはやっぱり施策に生かしていかなくちゃいけないなと思っております。

また、周知の問題ということもあるんです。お話としては出てきはするんですけれども、商工会さん、商店会さん、金融機関、あるいは宅建協会、各機関に周知に御協力いただいて、それぞれお取引されている事業者さんがいるので案内してもらっています。あと、いろんな助成金がありますから、事業者さんたちもどうしていいか分からないといったところで、中小企業庁の助成金サイトというのもあるんですけれども、それに載せてもらうようにもお願いしました。

あとは、国立市にそのほか来ているいろんな申請事業者さんがいらっしゃるんですけれども、皆様方に直接郵送して、あなた対象になるから、ぜひ申請してくださいというようなこともやらせていただきました。

あとは、家賃支援金も低調でしたので、これももらえるのにももらえないという人がいたら困るだろうということで、そうならないように期間も延長させていただいてということだったので、今、特設窓口で、いやいや、知らなくて申請できなかったよという件は目立っては届いていないという状況ですので、やはりその読みの部分だったのかなとは思っております。以上です。

○【香西貴弘委員】 るるありがとうございます。分かりました。いずれにしましても、今、新たに緊急事態宣言が再発令し、その前後のことからまた新たな状況、環境が生まれてきているのかな。また、国の側も積極的だった部分もありますし、さらにそれでも追えない部分が当然あるのも事実でし

ようから、今後の動きを中小企業支援、給付金、引き続き、また新たな段階に至るのかなと思いますので、その対応を頂ければなと思います。私のほうからは以上です。

○【小川宏美委員】 よろしく申し上げます。ページで言いますと、58ページ、59ページなんですけど、多摩川衛生組合負担金の国立市負担分の増額の1,604万を私からも聞かせてください。

この多摩川衛生組合の蒸気をつくって、蒸気タービンを回して発電機として発電して、工場内でも使うし、それを売電してと、これはとても本当にいいなと思っていたんですね。これ、今回は新たなものに替えるということで、市の負担分が1,604万ですが、全体として、さっき、8,846万とおっしゃっていましたが、全体の4市の合計は幾らなんでしょうか。確認です、まず。

○【中村ごみ減量課長】 4市の当初が……（「当初ですか」と呼ぶ者あり）4市の増額分が8,846万1,000円で、その後、増額して、結果が16億8,762万4,000円……（「16億ですか」と呼ぶ者あり）ごめんなさい……（「いや、8,846でいいんじゃないですか。16億ですか」と呼ぶ者あり）

○【関口博委員長】 小川委員、もう一度、じゃあ。質疑をもう一度。

○【小川宏美委員】 はい。数字はさっき、8,846等を聞いたんですけども、この中身なんですけれども、確認したかったのは、工事費と、これは新たなタービンを買う金額や、この間使えなかった電気代も含んでいるんでしょうかね。この、例えば国立市が負担する1,604万の部分も。

○【中村ごみ減量課長】 改修関係として補正予算を組んだんですけど、歳入部分での減が、売電ができなかった分、要は、停止期間と出力が減るので、この部分が約6,900万の減です。歳出分の増、これが電気を発電できなかったんで電気を買わなきゃいけなくなったと。そういった部分で約3,500万の増ということです。

整備に関する予算措置に関しては、施設整備基金からの繰入金でも対応しているので、今言ったものが主な負担金の増に関わっているということです。

○【小川宏美委員】 それは分かったんですけど、電気に関しては分かりました。電気代がかかったこと、それで電気を買ったために増えるもの。分かったの。分かったというか、分かったんですけども、では、国立市が負担する具体的に1,604万は、この新たなタービンの費用になるんですかというふうに聞いてもよろしいですか。何に使うんですかということ。

○【中村ごみ減量課長】 負担金は、結局、この要素を含んで補正予算を組合のほうで組んでいますので、国立の負担金はそのものに当たるかどうかということでは、そういう考え方ではないかなということなんです……（「じゃあ、何に使うんですかね。何に使われるんですかね」と呼ぶ者あり）

○【関口博委員長】 内容を言ったらいいんじゃないですか。ごみ減量課長。

○【中村ごみ減量課長】 先ほども申しましたけど、補正予算のところの組んだ主な要因というのは、歳入の減の部分と歳出の増の部分、それが先ほど言った電気の部分なんですよ……（「やっぱりそうなんだ」と呼ぶ者あり）で、先ほども申しましたけど、整備に係る予算のほうは基金のほうから繰入れをしているので、そこには充てていないと、そういうことです。

○【小川宏美委員】 ああ、そうですか。分かりました。では、これはやっぱり電気に係る部分なんですね。タービンに係る部分ではないということが分かりました。

ですから、本当に多摩川衛生組合の熱エネルギーの活用というのは、私も組合議員だったときに聞きましたけど、稲城市の病院とか、健康プラザにも使っているし、高温水としても供給しているなど使っているし、もちろん工場内の電気として使っているんだけど、かなりな収入もあるし支出もある。その分の国立市の負担が1,604万ということが分かりました。

タービンのことについてお聞きしたいんですけど、この金額とは違うということは分かったんですけども、新たに……。でも、説明を受けたとき、タービンって聞いたんですよ。一応、質疑だけさせていただきます。新たに購入するタービンの性能というのは、これまで使っていたものよりもっとよいものを買うんですか。あるいは、いつまで使えるようなものを今回購入するのでしょうか。

○【関口博委員長】 ちょっとお待ちください。整理しますね。今の予算のところは、タービンの羽根の損失を補填するというようなことだったと。ですよ。

休憩にします。

午後 1 時 5 7 分休憩



午後 2 時 1 4 分再開

○【関口博委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。小川委員。

○【小川宏美委員】 では、多摩川衛生組合の負担金のことは、ありがとうございます。分かりました。

続きまして、別の質疑に移ります。63ページの中小企業支援給付金について私からも聞かせてください。減額は大きいですが、このことに約 1 億円を使ったんだなと思いますと、かなり給付できたのかなと思ったりもしております。そして、3つの支援金、テナント家賃支援金は 1 期と 2 期がありますけれども、それぞれの件数、店舗数を教えていただけないでしょうか。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。3つのメニューがございました。1つ目のメニュー、自粛対応支援金は559件で5,590万円。2つ目のメニュー、事業継続支援金は152件で1,520万円。テナント家賃支援金、3つ目なんですけれども、1期と2期ございまして、1期目が97件の1,740万。2期目は41件の731万3,000円。トータル849件の9,581万3,000円と、約 1 億近い給付となりました。以上でございます。

○【小川宏美委員】 すみません、テナント家賃の支援金の 2 期目のは何件か、もう一度。ちょっと聞き取れませんでした。お願いします。すみません。

○【三澤まちの振興課長】 答弁申し上げます。2期目は41件、731万3,000円でございます。以上です。

○【小川宏美委員】 分かりました。ありがとうございます。分かりづらさとか、それぞれの、国のほうや市の独自のものがあつたりとかして分かりにくいこともあつたかもしれませんが、市の独自の支援金があつて、本当に喜ばれた方がいらしたのも事実です。合計 1 億円のものが今回、支援できたということは大きいなと私は思っております。減額は大きいですが、今回、振り返られてのテナント料の把握の仕方とかいろいろ、先ほど、今後の課題も御答弁ありましたけれども、今回のことから学べたことは大きいのではないかと思います。ありがとうございます。

引き続き、65ページの運行経費補助金の615万円の増額の部分をお聞きしたいと思っております。これなんですけれども、今回の補正は615万の増額です。昨年の数も先ほど出たのでしょうか。近年の中での増額というか補填分の数。数として出ますでしょうか、どの程度補填をしているのか。

○【中島道路交通課長】 令和 2 年度は、先ほど御説明したとおり555万5,000円ということで、これはコミュニティバスについてですけれども。令和元年度ですが、当初予算と最終的に交付した額の差ですが、116万1,000円の増ということになっております。

この主な理由ですけれども、エンジン故障による修繕費が増加したのと、令和元年度の3月になりますが、コロナの影響がありまして、乗車人数が30%ぐらいやはり減りまして、その分の運賃収入が減ったというところで減っております。そのほか、それ以前も大体同じぐらいか、それ以下ぐらいて増額補正はさせていただいているところでございます。以上です。

○【小川宏美委員】 分かりました。では、今回の615万、昨年の555万はコロナの影響をかなり受けているということが分かりました。

市がお世話になっている分も含めて、路線、立川バスさんに全額を補填するというのは、運行協定の中身に書かれていることなんでしょうか、伺います。

○【中島道路交通課長】 事業に対する補助ですが、こちらは立川バスさんと協定を結んでおりまして、その協定書の第8条ですが、運行総経費について、発注者に定める国立市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付するということになっております。交付要綱の中身です。交付要綱の第4条の規定によって、補助金の額ですが、毎年ごとに補助対象経費、これは人件費だとか、燃料費だとか、車両の修繕費になります。それらの総額から当該事業で得られた運賃収入、これは乗車賃だとか、回数券、シルバーバスから入ってくる補助費だとか、あと広告の収入を合わせた収入を差し引いて、予算の範囲内で定める額としておるところでございます。

○【小川宏美委員】 協定条文や要綱も分かりました。先ほどの委員も言っていたように、事業者が経営努力をしてマイナスを出さないようにする部分はもちろんお願いもしているでしょうし、そのマイナスは国立市が住民の移動手段を確保する、守っていく意味で補填していくということだと思いますので、今回の増額補正は理解いたしました。

次に行きます。65ページ、同じページの自転車駐車場撤去工事の440万円の減額です。富士見通り沿いの駅から直近の第3というんでしょうか、号数が違っていたらすみません。この場所がなくなった場合の駅周辺の自転車駐車場との関係性などは今後どう考えているのかを伺います。

○【中島道路交通課長】 国立駅南第3自転車駐車場でございますが、こちら国立駅に一番近くて、比較的用户が多い場所でございます。収容台数ですが、252台と。コロナの影響前は80%から90%。朝の通勤時間帯はほぼ満車の状態が続いていたというところでございます。このコロナ禍の中では70%から80%の利用率というような形です。

この第3自転車駐車場から一番近い市営の駐車場は、国立駅南第1自転車駐車場、3階になっているところでございますが、こちらの一時利用と。収容台数は786台ございまして、現在利用状況は70%から80%ということでございますので、ほぼ、こちらの第3自転車駐車場の台数につきましては、第1のほうで吸収できるのではないかと考えておりますが、ほかには、国立駅南第2自転車駐車場の隣にあります民間の駐輪場だとか、南第1自転車駐車場の東側の民間の駐車場といったところも利用されるかと思えます。また、高架下の自転車駐車場には空きがございますので、充分対応できると考えてございます。（「そういうわけにいかないんだよな」と呼ぶ者あり）

○【小川宏美委員】 そういうわけにいかないんだよなという発言もありましたように、場所が違うわけですね。駅からの近さも違う。なかなか高架下に入れてくれというわけにはいかないと思えますけれども、今、3階建てで造って国立市が運営している第1のほうに空きが少しあって、富士見通りのこの場所は非常にありがたかったんだけど、第1のほうにも使っていただくように促すという御答弁、分かりました。

続きまして、68ページ、69ページの富士見台地域まちづくり事業支援委託料の99万円の減額なんで

すけれども、これは説明を受けたときには、予定していた市民参加、ワークショップの内容と関わるという減額でした。それでよろしいのかということと、未実施、行わなかったのをどうカバーしたかなどを含めて教えてください。

○【中道富士見台地域まちづくり担当課長】 ワークショップにつきましては、今年度も、委員さん御指摘のように3回ほど予定してございました。内容としては、これまで頂いたたくさんの市民の方の意見を市民の皆さんと重点的に絞り込んで、優先的に取り組むプロジェクトを絞り込んでいく回、それから、これまで特に御意見を伺う機会の少なかった若い方、あるいは子育て世代の方から意見を収集する回、そして最後の3回目としては、まとまった構想案を皆さんで共有して、構想策定後のまちづくりをどう進めていくかというのを話し合う回、この3回で予定していました。

結果として、やはりコロナの影響を受けまして、不特定多数の方が集まっての会ができませんでしたので、その代替として、重点的な取組を絞り込む部分と、それから、今後のまちづくりの進め方について話し合う部分は、市民の方の多くで構成されているまちづくり協議会でのやり取りを丁寧に数多く重ねてカバーしております。

そして、2つ目の子育て世代、あるいは若者世代から意見を収集するというところについては、コロナの影響を受けまして、インターネットでアンケート調査を行い、これまで頂けていなかった方の層から数多く意見を頂戴しまして、こちら構想のほうにきちんと反映した次第です。

これまでのワークショップと比べますと、広く市民の方が参加してという形ではできませんでしたけれども、構想を策定した後もまちづくりは続いていきますので、引き続き、これまで参加していた方との関係性が切れないように、次年度以降もワークショップ等を開催しながら進めていきたいと思っています。以上です。

○【小川宏美委員】 コロナの影響もあるでしょうけれども、顔を見た関係で、ワークショップが若い方を含めて不特定多数の方に参加できるような形で進められることを望んでおります。分かりました。ありがとうございます。

最後に、矢川上土地区画整理事業の見直し検討業務委託の作成料が407万、これは減額になっています。一部業務未実施があったと聞きます。407万円だと聞きました。内容を教えてください。

○【立川南部地域まちづくり課長】 こちらの補正予算案につきましても、新型コロナウイルスの影響によりまして、令和2年度の事業の業務内容を一部変更したことに伴う支援業務委託料の減額でございます。具体的には、話合いの中心の取組であります矢川上のまちづくり勉強会、こちらの開催回数を、当初4回を予定していたものを2回に減らしております。それから、まちづくりニュースというのを発行していましたが、これも年間で5回発行する予定を4回に減らしている。それから、戸別訪問による悉皆、いわゆる聞き取りによるアンケート調査を予定していましたが、これも、コロナの関係もございまして実施を見送っております。その辺が主に新型コロナウイルスの影響による業務内容の変更でございます。以上でございます。

○【小川宏美委員】 全部コロナの関係だということが分かりましたけれども、そのことによって、業務自体への支障は来していないという理解でよろしいのでしょうか。

○【立川南部地域まちづくり課長】 令和2年度中に目指しておりましたスケジュールは変更になっておりますので、令和3年度に引き続き、まずは地区計画の素案作成を目指して進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 令和2年度一般会計補正予算(第13号)案には、賛成の立場で討論いたします。

本条例案は、年度末に当たり、今回の新型コロナウイルスの影響により、入札の不調や設計ができなかったこと、また利用者が少なくなり、その補填、あるいはほとんどの項目が契約差金と決算見込みであるので、本条例案には賛成してまいります。

○【香西貴弘委員】 第21号議案令和2年度国立市一般会計補正予算(第13号)案について、賛成の立場で討論を致します。

都市計画やまちづくり、またコミュニティーに関係した事業、特にこの分野はより多くの人の意見を、また専門家の見解をじっくり聞きつつ進めていく事業である点、やはりコロナ禍の影響をより受けてきた分野ではないかなと思います。そういう中においても、担当課また当局は、やむを得ない延期、もしくは縮小の開催、さらに開催方法を工夫して何とか代替方法を、先ほどの話にもありましたが、富士見台の話ではありませんが、代替方法の模索など本当に努力をされたということ、また苦渋の決断の結果であったと。そういう意味での反映をした減額であるということ、十分その対応を理解いたします。

また、中小企業支援給付金に関しましては、決算見込みとしては確かに大きな金額であったと思いますが、昨年の緊急事態宣言以降のあの緊迫した情勢下において、各方面からの強い要望に対して、当市独自として、国の給付金等支援策でカバーできない方を対象につくっていただいた。そういう意味では、一定の安心感が広がった、これは間違いないと思います。その対応に敬意を表するとともに、今回得られました貴重な実績のデータだと思えます。今後の事態への備えに活用していただきたいと思えます。

また、目前の要請として、緊急事態宣言、再発令をしましたこの本年年初から、今後影響を受ける市内事業者への新たな支援策が必要とされているのではないかと、その具体化を要望するものであります。予想外の歳出という面では、確かにタービン故障による多摩川衛生組合の負担金、売電収入がなくなったことへの補填に関しての増額という緊急性のある事態があったことは分かりました。

また、コミュニティーバス、ワゴン利用者数の減少を反映した今回の運行経費補助金の増額、これは今後どのように推移していくのか、しっかりと見ていかなければならないのかなと思います。コミュニティーバスも、もうあと2年ほどですかね、20年になるのではないかなと。そのときには、またさらによりよい運行状況になっていることを本当に望みたいと思えます。

一方、狭あい道路拡幅整備助成事業へのこれまでの地道な努力が徐々に成果として現れてきたという点での増額もあるのかなと思います。

以上、これらのことを見たときに、今さらながらであります、この令和2年度というのはコロナの影響を大きく受けながら、コロナからの挑戦に対して必死に応戦しようとしたその軌跡の一断面をこの本補正予算案から見る事ができるのかなと思いました。

最近のマスコミの調査だと思えますが、政府に対して何を求めるか、支援策としてということで、様々な給付金であるとか何とかいろいろある中で、結局は、感染症の終息ということを言われて、一番に挙げられていたということのを思い出しました。この回答のとおり、やはりコロナ禍の終息を願わずにはられないなど、そのような思いにさせられた本補正予算であります。私は賛成を致します。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(8) 第25号議案 令和2年度国立市下水道事業会計補正予算(第2号)案

○【関口博委員長】 第25号議案令和2年度国立市下水道事業会計補正予算(第2号)案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部参事。

○【江村都市整備部参事】 第25号議案令和2年度国立市下水道事業会計補正予算(第2号)案について、実施計画明細書により補足説明いたします。

それでは、14ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入でございます。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は、2,000万円の減額でございます。これはコロナ禍による大口契約の使用料が減ったことによるものでございます。

目2雨水処理負担金は、218万8,000円の減額でございます。これは雨水処理に係る一般会計からの負担金であり、支出の減額に伴うものでございます。

項2営業外収益、目2他会計補助金は、129万7,000円の減額でございます。これは収支が黒字となる見込みによるものでございます。

続きまして、16ページを御覧願います。収益的収入及び支出の支出でございます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費は、61万7,000円の減額でございます。これはマンホールトイレ上部施設購入費の契約差金によるものでございます。

目2ポンプ場費は、131万5,000円の減額でございます。これはポンプ場運転管理委託料の契約差金によるものでございます。

目4総係費は、709万6,000円の減額でございます。これは公共下水道事業計画変更図作成業務委託料、内水ハザードマップ作成業務委託料の契約差金によるものでございます。

目5流域下水道維持管理負担金は、1,000万円の増額でございます。これは執行見込みによるものでございます。

項2営業外費用、目3消費税及び地方消費税は、2,000万円の減額でございます。これは消費税の納付見込みによるものでございます。

項3特別損失、目5その他特別損失は、1,343万1,000円の減額でございます。これは令和元年度の消費税額の確定によるものでございます。

続きまして、18ページを御覧願います。資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目2流域下水道債は、240万円の減額でございます。これは建設負担金額の確定によるものでございます。

項6補助金、目3他会計補助金は、309万9,000円の減額でございます。

続いて20ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1管路建設改良費は、326万3,000円の減額でございます。これは地震対策工事費の契約差金によるものでございます。

目4無形固定資産購入費は、223万6,000円の減額でございます。これは建設負担金の確定によるものでございます。

項5基金積立金、目1基金積立金は、912万円の減額でございます。これは財源調整によるものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を承ります。石塚委員。

○【石塚陽一委員】 2点ほどお尋ねいたします。まず最初に、令和2年度下水道事業会計の補正予算(第2号)案の1ページと2ページなんですけれども、収益的収入及び支出の下水道事業収益と下水道事業費用の差額897万4,000円と、資本的収入及び支出の資本的収入と資本的支出の差額3億2,511万8,000円、これはマイナスとの比較はどのように理解したらよろしいのでしょうか。お教えてください。

○【蛭谷下水道課長】 お答えいたします。収益的収支は、当年度の支出をカバーするため、収入が支出に対し同額以上にならないとなりません。収入が支出を上回ることは、損益計算上の利益の一部として計算されることとなり、第2号補正での収支やプラス897万4,000円の差額が出ることとなります。

資本的収支は、過年度の起債に対する償還を行っていることなどのため、収入が支出を下回る傾向となります。第2号補正での収支はマイナス3億2,511万8,000円となり、このマイナス分を補填するため、利益余剰金処分量1,454万1,000円と、当年度分損益勘定留保資金3億1,057万7,000円で補填してございます。

また、第2条、第3条の款及び項の金額の詳細につきましては、14ページ以降の補正予算説明資料に各金額を記載しており、資本的収支不足額の補填額は、第1号補正時の当年度分損益勘定留保資金3億1,057万7,000円と、第2号補正の第3条の条文中にございます利益余剰金処分量1,454万1,000円の合計額となっております。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。非常に分かりにくいんですが、ここで1点だけ再質疑ですけれども、資本的収支は過年度の起債に対する償還があるという、これは分かるんです。その償還があるがゆえにマイナスになるということですが、現状、国立市の今の立場で見れば、あとどのぐらいの期間、収入が支出を下回る状況が続くんだとお思いでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 申し訳ございません。今、そちらの資料は手元にはございませんので、後ほど示させていただければと思います。よろしいでしょうか。

○【石塚陽一委員】 はい。分かりました。急ぎませんので、その辺りは見ていただかないと。やはりここがマイナスで出てきているということ自体が非常に理解しがたいものだと思いますので、よろしくをお願いします。

あともう一点、新しく。説明書の16ページと17ページにあります流域下水道維持管理負担金の1,000万円増えた理由は何かということと、同じく特別損失のマイナス1,343万1,000円はなぜ少なくなったか、その理由をお教えいただきたいんですけど。

○【蛭谷下水道課長】 まず、流域下水道維持管理負担金は、水再生センターでの雑排水を処理する費用の負担金でございます。令和2年度においては、当初4億円を予算計上しておりましたが、第1、第2四半期の降雨が例年よりも多かったため、第2四半期までの負担金支払い残額が約1億7,000万円となっております。この1億7,000万円ですと、第3四半期、第4四半期の負担金に不

足を生じるおそれがありましたので、1,000万円増額いたしまして、4億1,000万円としたものでございます。

そしてまた、特別損失の減額なんですけれども、こちらの減額補正は、令和元年度分の消費税額が確定したことによります減額となっております。以上でございます。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。ここで再質疑が2点あるんですけれども、雑排水というところ、雨水も含まれるんだと思うんです。この雨水等は、水再生センターを全て経由しなければ、現況、多摩川には流出していないという認識でよろしいんですか。

○【蛭谷下水道課長】 基本的に水再生センターに送るのは、汚水を考えてございます。雨水につきましては、通常、晴天時の流量が1Qという形で表すんですけれども、雨が降って雨水が増えた場合、3Qになった場合に、越流堰というのがございまして、越流堰を越えて多摩川にそのまま流れてしまうという形を取ってございます。以上です。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。そうしますと、その雑排水のほうは、全て水再生センターを経由して、そこで処理をしてから放出ということですね。雨水の場合、また別だということですね。分かりました。

あと、特別損失の1,343万1,000円マイナスの、過年度の確定に基づくということですが、この辺りはどうなんでしょうか。これだけぽんと出てきて、これを見てもなかなかこの表を読めないと思うんです。その辺り、いかがでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 確かに、この特別損失の金額なんですけれども、数字だけこちらの第2号補正の案の中には載せてございます。その間にも消費税の額の確定でございますので、消費税の計算方法等ございまして、そちらのほうは特にこちらの案の中に載せてございませんけれども、後ほど再度確認して、どういう計算をしているのかお伝えできればと思いますので、よろしくお願いたします。

○【石塚陽一委員】 ありがとうございます。

最後に、また1つ要望ですけれども、決算特別委員会のときに私、お願いしたんですけれども、この下水道事業の1ページに載っている部分、1ページ、2ページ部分なんですけれども、これを結局、後のほうの歳出のところと一緒にしていただければ、これだけ別個になっているから非常に数字が見にくいと思うんです。これをうまくミックスして、裏のほうのあれで歳出の項目の中に入れるように御検討をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 システムの関係もございまして、確かにこちら見にくい部分が多々あると思いますけれども、今後、執務の関係も含めまして検討させていただきたいと思います。以上です。

○【石塚陽一委員】 どうもありがとうございます。私は以上です。

○【香西貴弘委員】 よろしくお願いたします。私のほうからは、17ページ、款1下水道事業費用の項1営業費用、目4総係費の委託料のところ。その中の内水ハザードマップ作成業務委託料について。ずっとこの内水ハザードマップ、都との関係で様々つくってこられているのかなと、それは認識しております。その中で196万円減額になったということは、これは契約差金でよいのかということと、今後、これをもって内水ハザードマップがほぼ完成というようなことでよろしいのか、お伺いしたいと思います。

○【蛭谷下水道課長】 こちらの内水ハザードマップの委託料の196万円の減額は、設計時に東京都の流域下水道と協議を行った結果、東京都が採用した解析ソフトを市も採用することによって、令和元年度に流域下水道が浸水想定区域図を作成した際のデータを市へ提供していただくことが可能とな

りましたので、それらのデータ入力等が大幅に削減できたことによりまして、設計金額の段階で130万円下がっております。そして、残りが契約差金によるものでございます。

そして、内水ハザードマップが完成したかというところなんですけれども、下水道課で令和2年度に内水浸水想定区域図というものを策定してございます。こちらの区域図の策定については、令和2年度の委託によりまして管理をしています。以上でございます。

○【香西貴弘委員】 ハザードマップというよりは、内水浸水想定区域図というのを下水道課としてまず完成させたというところまで来たということですね。分かりました。

あと、そこから今度、内水ハザードマップ、恐らく課が変わってくるのかもしれませんが、この辺りというのはどのような形になっていくんでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 内水ハザードマップ、ハザードマップのほうなんですけれども、こちらは令和2年度に下水で想定区域図を作成したデータを防災安全課に提供いたしまして、防災安全課が令和3年度に、今回の内水の想定区域図と、あと新たな土砂災害箇所があったということなので、そちらの2つのデータを入力する委託を出すと聞いてございます。以上です。

○【香西貴弘委員】 結果的には、いわゆる内水ハザードマップという形で見られるのは、令和3年度以降ということですね。

○【蛭谷下水道課長】 内水ハザードマップとしてできるのはいつかというのは、私も確認していないんですけれども、令和3年度には入力を完了させるということではございます。

○【香西貴弘委員】 では、最後です。分かりました。じゃ、それは課が違うので、これで終えておきます。

あと、内水浸水想定区域図そのものは、これはこれとして市のホームページに上げたりすることで、市民にとって生かせるようなものになるんでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 こちらの区域図なんですけど、活用方法として、内水浸水想定区域図を市民の方々にホームページなどによりまして公表させていただきたいと思っております。そして、この区域図を、集中豪雨や台風などの降雨時の内水氾濫によって、市内のどの区域が浸水するおそれがあるのか、そして自宅などが浸水区域内にあるのかを認識していただくほか、自助の意識も高めていただくように活用していただきたいと思っております。

そして、この区域図をホームページにアップしますけれども、一応、時期的には、令和3年3月中にはホームページにアップさせていただきまして、ホームページにアップしましたよというお知らせを4月15日の市報に掲載する予定でおります。以上です。

○【香西貴弘委員】 ありがとうございます。

○【小川宏美委員】 私からも1点、今の内水ハザードマップのことをお聞きしたいと思います。17ページです。減額の理由は分かりました。東京都の流域下水道の解析ソフトが利用できるようになって、設計の段階で130万円のマイナスになったということ。分かりました。あと契約差金だということですね。この委託した先の会社はどこなんですか、伺います。

○【蛭谷下水道課長】 委託先の会社なんですけれども、株式会社パスコの東京支店になります。以上です。

○【小川宏美委員】 パスコ東京支店。総額は幾らだったんでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 契約金額で704万円でございます。こちら税込みの金額となっております。

○【小川宏美委員】 分かりました。それで、今回の200万近い減額で、500万でつくったということ

ですね。これまで国立市は、洪水ハザードマップ、外水の部分を持っていましたけれども、内水は全く、都市型水害として全然違ったものが出てくるんだと思います。ハケ沿いであるとか、北のほうにも、北地域などにもこの内水のハザード、ハケが近いですから、あるとも聞いています。

私は今後、この利用の仕方、ホームページにアップすると、まさに御自分の住んでいらっしゃる地域がこの内水ハザードマップの想定地域にあるということを知ったときに、やっぱり聞きたいことも多くなってくると思うんです。その辺、ただホームページに載せるだけじゃなくて、今後の利用は丁寧にするべきだと思うんですが、地域に入ってするようなことはあるんですか。

○【蛭谷下水道課長】 現在のところは、ホームページで公表させていただくことのみを予定してございますけれども、後々、市民の方々の御希望等がございましたら、何か皆様にも分かりやすいように、確認ができやすいような形を検討させていただきたいと思います。以上です。

○【小川宏美委員】 分かりました。よろしくお願ひいたします。

他の自治体では、外水と内水のハザードマップを合わせたようなものもつくっているところがありますけれども、国立市はそのことを、先ほど、すると言ったんでしょうか。ちょっと聞き漏らしたんですが、教えてください。

○【蛭谷下水道課長】 先ほど、香西委員の御質疑にもお答えしたんですけれども、令和2年度に私も下水道課のほうで想定区域図を策定しましたので、そのデータを防災安全課のほうに提供させていただきまして、防災安全課のほうで、既存の外水ハザードマップの中に新たに今回の内水想定区域図のデータを入れ込むということになりますので、恐らく外水と内水が同じところにデータが入ってくると思います。ただ、どういう形で出されるかは私ども把握してございませんので、担当の防災安全課のほうに確認願えればなと思います。以上です。

○【小川宏美委員】 分かりました。4月15日の市報に載るということで、その後の反響なり、問合せ、御意見に丁寧に対応していただくことをお願ひいたします。以上です。

○【関口博委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席をしていただいで結構です。

それでは、まず、委員の方にお諮りいたします。新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について以外の報告事項は、委員会外で対応することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について

○【関口博委員長】 報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてに入ります。

当局から報告を願います。生活環境部長。

○【黒澤生活環境部長】 初めに、今回も、本定例会常任委員会の開催に関しまして、国立市議会におかれましては、引き続き感染拡大防止のための特段の御配慮を頂きまして、各部ともに感染症対策を講じつつ業務に臨むことができいております。この場をお借りし、感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況について、主に国立市健康危機管理対策本部会議、以下、対策本部会議と申し上げます、の経過について御報告いたします。

お手元の委員会資料No.30を御覧ください。令和2年11月の常任委員会で御報告した以降、対策本部会議を4回開催しております。令和2年12月4日の第9回では、国立市医師会長より、感染が増加傾向にあり、家庭内の感染対策が重要である。インフルエンザの発生自体は非常に少ないといったコメントを頂きました。

この会議の際、庁舎においてクラスターが発生した場合の対応として、消毒、PCR検査、執務室の代替場所、応援職員の配置、市民対応、周知等について課題点が示され、対策本部で適宜決定していく旨が確認されました。

なお、本部長である永見市長からは、常に緊張感を持って業務に当たり、年末年始の対応についてしっかり組み立てることとの指示がありました。

次に、令和2年12月22日の第10回の対策本部会議では、市医師会長から、早めに受診をしてもらい、必要な人にPCR検査をしていく。密を避けることは必要だが、閉じ籠もるのではなく、体を動かすことも大切とのコメントを頂きました。

この会議において、年末年始の対応として、市役所と保健センター、並びに国立市福祉会館において、市役所や社会福祉協議会の職員が対応できるよう体制を取ること、緊急時の現金給付や食料配布、宿泊場所がない方への対応、生活保護関連の申請や対応、自宅待機者への対応等について確認がされました。

また、その時点でのコロナワクチンの接種スケジュールと課題について共有を致しました。

なお、本部長代理の副市長から、ワクチン接種に関して、早急に体制を確立していくこととの指示がありました。

次に、令和3年1月7日の第11回対策本部会議では、市医師会長から、経路不明の感染が多くなっており、特定の感染スポットがあるということではなくなっている。体調が悪いときは、頑張らないで休むこと等のコメントを頂きました。

この会議において、令和3年1月12日から、市として、新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、専任、兼務を合わせて10名体制で、市民へのワクチン接種についての事務を進めることを確認いたしました。

なお、この対策室でございますが、3月からさらに兼務の職員を増やし、現在13名体制となっております。

なお、本部長からは、緊急事態宣言が発出された後、市民の生活や事業者をどのように支えるかという点で、その現状を把握するため、この会議で様々なデータを指標として示し、対策を検討してい

くこととの指示がありました。

次に、令和3年2月18日の第12回対策本部会議では、市医師会長から、診療所で順調にPCR検査ができている市内医療機関もあり、多くの人が検査センターにつながる状況ではなくなってきたとのコメントを頂きました。

また、この会議において、新型コロナウイルスの市民生活への影響を、経済的困窮、家庭状況、健康状態、人の流れ等に分けて、指標となる各課のデータを共有いたしました。市の指標の例を挙げますと、福祉総合相談窓口や生活保護の相談件数、住居確保給付金や社会福祉協議会が行う特例貸付の件数、税徴収猶予の許可件数、倒産状況、児童虐待通告やDV相談の件数、特定健診の結果、自転車駐車場の使用料、コミュニティバス、ワゴンの利用状況等でございます。

なお、本部長からは、今後、市として、柔軟かつ的確な対応を進めていくこととの指示がありました。

これらに加えまして、対策本部会議の下部組織である運営部会を11月に1回、12月に3回、1月に3回、2月に1回開催し、市内の感染状況の確認、対策に係る事業の進捗等について共有し、課題整理や方針の確認を並行して行ってまいりました。特に12月、1月には、都内や市内の状況の共有、国から発出された2回目の緊急事態宣言下における市の対応、コロナワクチン接種の事務の進捗等について、課題点を重ねて検討・協議をしております。

続きまして、建設環境委員会が所管する各部の事業について、主なものを御報告させていただきます。まず、市内13公園、32か所につきまして、トイレの手洗い場の自動水栓化を実施いたしました。

次に、国立市中小企業等経営支援金3種類の支給実績でございます。

1つ目の自粛対応支援金、全559件、総額5,590万円の給付となりました。

2つ目の事業継続支援金、全152件、総額1,520万円の給付となりました。

3つ目のテナント家賃支援金、全138件、総額2,471万3,000円の給付となりました。

以上、国立市中小企業等経営支援金の総給付件数でございますが、849件、総額9,581万3,000円。うち、約3分の1が直接接触を避け、新型コロナウイルス感染症対策に配慮いたしました電子申請及び給付となっております。

また、アルコール消毒液の無料配付につきましては、初回申請411件、現在行っております2回目申請で174件のお申込みを受け、配付をしております。

最後になりますが、現時点で、国立市民でPCR検査陽性が確認された方は290名。うち、療養が終了された方が、直近で279名でございます。市民の皆様のお御努力もあり、現在、市内におけるクラスター発生情報はございません。

今後は、新型コロナウイルスのワクチン接種について、集中的に事務を進めていくことになろうかと思っておりますが、引き続き、感染拡大防止に向けて、市民の皆様や地域の専門職の方々と協力し、一丸となって市の対策を進めてまいります。議員の皆様にも、引き続き御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。御報告は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○【関口博委員長】 報告が終わりました。

質疑、意見等を承りますが、所管の範囲で行っていただきますよう御注意願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)新型コロナウイルス感染症に対する市の取組状況についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

◇

○【関口博委員長】 これをもって、建設環境委員会を散会と致します。

午後 3 時 5 分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和3年3月16日

建設環境委員長

関 口

博